

平成 26 年度 厚生労働省児童福祉問題調査研究事業 課題 3

## 児童相談所児童心理司の業務に関する研究

### 調査報告書

(第 1 報 一単純集計・ヒアリング調査一)

平成 27 年 3 月

日本社会事業大学社会事業研究所

## 目次

調査報告書の発行にあたって.....	1
研究成果の概要 .....	2
1. 研究目的 .....	2
2. 研究方法 .....	2
(1) 先行研究の検討.....	2
(2) アンケート調査.....	2
(3) ヒアリング調査.....	2
3. 今後の検討課題 .....	3
I. 研究の背景 .....	4
II. 研究の目的.....	4
III. 研究方法.....	4
IV. 研究結果 .....	4
1. 先行研究の検討 .....	4
2. 調査1: 児童相談所児童心理司のタイムスタディ調査.....	7
(1) 調査の方法.....	7
(2) 集計結果.....	7
3. 調査2: 児童相談所における心理業務についてのヒアリング調査.....	23
(1) 目的.....	23
(2) 実施概要.....	23
(3) ヒアリング調査結果.....	24
(4) インタビュー調査からの提言.....	30
付録1) アンケート調査票.....	34
付録2) ヒアリング調査依頼文.....	61
研究班メンバー .....	63

## 調査報告書の発行にあたって

本年度より初めて予算化された厚生労働省 児童福祉問題調査研究事業の報告書をここに取りまとめる事ができ、本研究にご協力いただいた多くの関係の皆様へ心から感謝申し上げます。

私ども日本社会事業大学社会事業研究所においては、厚生労働省と連携しながら、これまでも、福祉・介護人材の確保や専門性の検討など、施策検討に関わる研究課題に取り組んできた。子ども虐待や居所不明児童、および家庭環境、地域環境の課題などが大きな社会問題として取り上げられる中、今回は児童心理司という、児童福祉司とともに児童相談所の中核となる方々の調査を実施した。児童心理司は、心理査定、心理療法、コンサルテーションなどの専門的技法を駆使しながら、児童相談所業務を遂行してきた。昨今、子ども及び家庭を取り巻く状況は大きく変貌し、複雑多岐にわたる諸課題を児童相談所は抱えており、児童心理司の業務遂行の実態と課題を改めて検討することで、児童相談所の機能の充実を図ることが求められていると言える。このような本研究課題の社会的使命を受けとめながら、多くの方々のご協力を得て、ここに報告書を上梓することができたことに、改めて心から感謝申し上げます。

子ども家庭福祉の研究・教育は、机上の議論には限界があり、日々多くの課題に向き合い、汗を流し、工夫をし、苦勞しながらも乗り越えて来られている現場に還元されてこそ意味を持つ。今回の研究では、本学の教員のみならず、全国の30名近い研究者、および現場の職員の方々が研究班にご参画頂き、まさに実践現場とともに進められたという点で大きな成果があったと考える。

本学は、厚生労働省から人材養成の委託を受けている国内唯一の大学である。また、国内のソーシャルワーカーの資格である社会福祉士の資格取得に加え、学内資格である児童ソーシャルワークコース、および保育コースを設定し、さらに多くの授業や実習を経験した、より専門性の高い人材の養成を行ってきた。その結果、この福祉の人材難にあって、本学の学部卒業生の95%以上が、毎年、行政も含めた福祉現場に就職している。今後も、福祉研究のナショナルセンターの機能を担うことを目標としながら、わが国の福祉、およびソーシャルワークの更なる発展のために全力で寄与する所存である。

最後に、今回の研究も、いくら制度・施策の充実を目標として実施しているとは言え、全国の児童相談所の職員の皆様方には多大なご苦勞をおかけした。アンケート調査の回収率は82.7%にも及んだ。報告書の完成で満足することなく、更に必要な解析を行い、学会や論文等で発表し、社会に還元する努力を怠らないことで、ご協力いただいた皆様方へのお礼と代えさせていただきたい。改めて、ご協力いただきました全国の児童相談所の皆様方、および貴重なご助言をいただきました厚生労働省の皆様方に、厚く御礼申し上げます。また、本研究を取りまとめていただいた、本学有村大士准教授、木村容子准教授、永野咲プロジェクト研究員には、本研究の企画・立案、研究班メンバーの調整・決定、複数回にわたる研究会の企画、質問項目の検討、質問紙の発送と回収、調査結果の分析・考察、執筆者の調整、報告書のとりまとめと、時間が限られている中、多大なるご尽力をいただいた。ここに改めてご慰勞申し上げるとともに、心から感謝の意を表したい。

藤岡孝志（日本社会事業大学 社会事業研究所長）

# 研究成果の概要

主任研究者 有村大士（日本社会事業大学 准教授）  
木村容子（日本社会事業大学 准教授）  
永野 咲（日本社会事業大学プロジェクト研究員）

## 1. 研究目的

本研究は、児童相談所において子どもの心理業務を担う児童福祉司の業務が円滑に行われるための人員配置モデルと、それについての適切な配置基準の算出等に向けて質的・統計的なエビデンスを得ることを目的に実施するものである。

## 2. 研究方法

### （1） 先行研究の検討

これまでの先行研究を概況すると、主に日本子ども家庭総合研究所を中心とした調査研究によって、児童相談所の業務が把握されてきたことがわかる。また、児童心理司の業務についても、2013年度調査において児童心理司の一日の業務時間等が明らかとされた。一方で、全国各地で多様な形態で運営されている児童相談所を一律に把握するにとどまり、類型化等を踏まえたうえでの人員配置モデルは提言されていない。そこで、本研究では、これらの先行研究での到達点を踏まえて、アンケート調査およびヒアリング調査から、児童心理司の業務について把握したうえで、児童相談所の類型化を行い、それぞれの適切な人員配置モデルを提示することを目標に定める。

### （2） アンケート調査

研究委員での検討を重ね、「所票」「個票」を作成し、全国 208 か所の児童相談所へ回答を依頼した。その結果、所票が全国 208 か所の児童相談所のうち 172 か所の所から回答があり、82.7%であった。個票については、非常勤職員や児童心理司以外の心理職員の配置総数に関するデータがなく、回収率を提示することができないが、計 1059 人の回答を得ることができた。

本報告書は、このデータに関する第 1 報となる。今後、統計解析を進め、人員配置モデルの算出を行う予定である。

### （3） ヒアリング調査

ヒアリング調査は、児童心理司の業務の質的な把握を目的に実施した。地域、機能に配慮し選定した全国 31 か所の児童相談所へ訪問し、ヒアリング調査を行った。その結果、児童心理司業務の類型化と今後の課題を抽出することができた。ヒアリング調査の結果も、量的調査からの示唆を含めて後分析を深める予定である。

### 3. 今後の検討課題

以上のように、質・量ともに、大規模な調査を実施し、児童心理司業務の実態把握に取り組んできた。

一方で、本研究期間には4ヵ月間（2014年11月～2015年3月）と時間的制約があり、統計分析に充てられた時間のごくわずかであった。そのため、今回の第一報では、アンケート調査の単純集計とヒアリング調査の結果をご報告する。続くアンケート調査への統計解析と総合考察については、第二報においてご報告する。

## I. 研究の背景

児童相談所における子ども虐待相談は増加の一途を辿り、虐待を受けた子どもの心理的ケア、家族再統合に向けた保護者支援、子どもへの援助に関する施設や里親へのサポート等、児童心理司に求められる業務は増加・多様化している。

また、日本の児童相談所は、伝統的にチャイルドガイダンスの影響を大きく受け、子どもたちの成長やこころの課題をどのようにアセスメントし、適切なサービスに繋げていくか、大きな課題となっており、児童心理司の役割は一層重要となっている。

しかし、後述するように、児童心理司の業務については、十分把握されておらず、適切な人員配置の提言むけたデータも不足している。

このため、本研究では、児童心理司の業務についてタイムスタディと、ヒアリング調査を通じて把握することにより、児童心理司の適正な配置基準を検討するためのエビデンスを得ることとした。

## II. 研究の目的

本研究は、児童相談所において子どもの心理業務を担う児童福祉司の業務が円滑に行われるための人員配置モデルと、それについての適切な配置基準の算出等に向けて質的・統計的なエビデンスを得ることを目的に実施する。

## III. 研究方法

本研究は、平成 26 年度厚生労働省児童福祉問題調査研究事業の一環として、厚生労働省雇用均等・児童家庭局と連携しながら実施したものである。研究チームの構成は、巻末の「研究班メンバー」を参照されたい。

本研究にかかる調査は、調査 1：児童相談所児童心理司のタイムスタディによる全国の児童心理司に対する悉皆調査と、調査 2：児童相談所における心理業務についてのヒアリング調査によって、質的・量的の両面から、児童相談所児童心理司の業務実態を把握する。具体的な調査方法については、以下、それぞれの項に記載する。

## IV. 研究結果

### 1. 先行研究の検討

#### (1) 児童相談所におけるタイムスタディ

これまでも、児童相談所全体の業務の把握のために、タイムスタディが行われてきた。日本子ども家庭総合研究所では過去 4 回（1989 年度<sup>1</sup>、1995 年度<sup>2</sup>、2004 年度<sup>3</sup>、2011 年度<sup>4</sup>）にわたり、同一の児童相談所（20 か所）を対象にタイムスタディを実施し、児童相談所の業務実態の定量的把握及び経年的変化の把握を行っている。

その結果、いずれの職種についても 1 人当りの業務量の増加傾向が顕著であること、相談種別により業務量に大きな差があることが明らかにされている。特に 2011 年度の調査<sup>5</sup>では、業務時

1 下平幸男他（1989）「児童相談所専門職員の執務分析と児童福祉サービスの向上に関する研究」『昭和 63 年度厚生行政科学研究報告書』

2 柏女霊峰他（1997）「児童相談所専門職員の執務分析」『子ども家庭サービスのあり方と実施体制に関する基礎的研究』『平成 8 年度社会保障・人口問題政策調査研究』『日本総合愛育研究所紀要第 33 集』

3 才村純他（2005）「虐待対応等に係る児童相談所の業務分析に関する研究（2）」『日本子ども家庭総合研究所紀要第 41 集』

4 才村純他（2012）「児童相談所の業務分析に関する研究（3）」『日本子ども家庭総合研究所紀要第 49 集』

5 才村純他（2013）「児童相談所児童心理司の業務実態把握に関する研究」『日本子ども家庭総合研究

間の半分以上が、子ども虐待に関連した業務で占められている実態が明らかにされた。

また、2012年度には、通常の一日に対する業務量調査でなく、インシデント（特定の出来事）が生じた際の業務量（必要な時間、従事した人数）及びコストの把握が行われ、インシデントにより、業務量（必要な時間、必要な人数）及びコストに顕著な差が認められること、各インシデントとも子どもや親に直接的に対応する時間が多く、同時に事務的な作業に多くの時間が割かれていることなどが報告されている。

このように児童相談所の業務実態の調査が行われてきたが、これらの業務量調査の中心は、児童福祉司業務を中心とするものであった。

## （２）児童心理司に関する調査

児童心理司についての先行調査は、全国児童相談所長会等によって行われている。特に、2000年の調査<sup>6</sup>では、児童心理司の「業務」として何が求められているのか調査が実施され、虐待相談を始め緊急対応や保護者・関係者への対応等、業務が広範囲になり、臨機応変に動くことが求められている状況が明らかにされた。この状況をうけ、児童福祉司とチームを組む場合を想定し、児童福祉司と同数の児童心理司の配置が理想的であることが示されている。

## （３）児童心理司に関するタイムスタディ

2013年には、日本子ども家庭総合研究所において、児童相談所の児童心理司についての3日間のタイムスタディが実施された。全国悉皆での児童心理司に関するタイムスタディ調査は、初めての取り組みであったといえる。この調査の結果か

ら、児童心理司の1日当りの勤務時間は平均8.5時間、時間外勤務は1.1時間であることが明らかにされた。また、ケース種別の業務時間では、「虐待」が最も多く、次いで「障害」であった。主な業務では面接が目立つ、一方でそれ以上にケース記録作成や机上作業など事務的な業務が多いことが明らかになっている。

この調査からは、アウトリーチや地域支援が担えるような専門性の高い専任・常勤の児童心理司の加配が必要であると示されている。

## （４）先行研究の到達点と本研究の課題

以上のように、これまでの先行研究を概況すると、主に日本子ども家庭総合研究所を中心とした調査研究によって、児童相談所の業務が把握されてきたことがわかる。また、児童心理司の業務についても、2013年度の調査から一日の業務時間等が明らかとされた。

一方で、全国各地で多様な形態で運営されている児童相談所を一律に把握することとまり、類型化等を踏まえたうえでの人員配置モデルは提言されていない。また、インタビュー調査などを含めた多角的かつ総合的な観点からの実態把握を分析に加える必要についても、述べられているところである。

そこで、本研究では、これらの先行研究での到達点を踏まえて、全国悉皆でのアンケート調査および、全国の地域性に配慮した形でのヒアリング調査から、児童心理司の業務について把握したうえで、児童相談所の類型化を行い、それぞれの適切な人員配置モデルを提示することを目標に定める。研究の概念図を以下（図1）に示す。

所紀要第50集】

<sup>6</sup> 全国児童相談所長会（2000）「平成22年度全国児童相談所長会定例調査 児童相談所の心理職員の業務実態に関する調査 調査報告書」

# 図1 研究進行のイメージ

## <調査のイメージ>

先行研究の検討（可能な場合は再分析）

### 質問紙調査

- 児童相談所（所単位）
  - ・人員配置
  - ・相談件数
  - ・児童相談所機能の考え方（因子分析・クラスタリング等）
  - ・児童心理司の職務の考え方（因子分析・クラスタリング等）
- 児童心理司（悉皆）
  - ・業務内容（タイムスタディ）
  - ・業務の負担・感覚

### ヒアリング調査

- ヒアリング
  - ・児童相談所機能について
  - ・児童心理司の職務について
  - ・職務のあり方について
  - ・今後の児童相談について

## <結論（提言）のイメージ>

- ①児童相談所の役割について、タイプ別に示す（イメージ）
  - ・タイプA（都市・虐待件数過半型）
  - ・タイプB（地方・虐待件数過半型）
  - ・タイプC（地方・予防型） …等
- ②得られたタイプ別に機能と人員配置を勘案する  
 求められる機能ごとに、ケース進捗等から必要な人員（概算値）が算出する。その上で、簡略化した児童相談所のタイプ別に、効果的な人員配置とそのメリット、課題等についてとりまとめる。（イメージ）
 

タイプ	人員
A …… 福祉司 ○名、心理司○名	
	ねらい、メリット、課題、機能別の配置
B …… 福祉司 ○名、心理司○名	
	ねらい、メリット、課題、機能別の配置
C …… 福祉司 ○名、心理司○名	
	ねらい、メリット、課題、機能別の配置

…等
- ③将来像の検討  
 ヒアリング等の結果から、調査票で算出できない機能も含め、これからの課題やあり方、人員配置等を検討する。



## 2. 調査 1: 児童相談所児童心理司のタイムスタディ調査

### (1) 調査の方法

#### 1. 調査票の作成

調査票の作成にあたっては、本研究事業の研究委員を中心に議論を重ね、児童相談所児童心理司の業務をより正確に把握し、かつ回答者の負担を軽減するべく方法についても検討した。特に、業務の内容を把握するため「業務コード」の設定に際しては、児童相談所勤務経験のある研究委員等の意見を反映し、実態に即したものになるよう検討を重ねた。また、コメンテーターである学識経験者にも意見を求め、調査票の修正を行った。

これらの作業により、児童相談所全体の状況を把握する「所票」と、児童心理司個人の業務実態を把握する「個票」を作成した（付録1）。

#### 2. 倫理的配慮

なお、これらの調査結果の公表に際しては、児童相談所名や回答者名が特定されないよう、統計的な処理をおこなったデータを用いること、データの目的外使用をしないことなどを誓約し、日本社会事業大学社会事業研究所倫理審査委員会において審査され、承認されている（受付番号 14-0905）。

#### 3. 調査の概要

アンケート調査は、全国の児童相談所 208 か所を対象に行った。郵送法にて依頼状および調査票（付録1）を配布し、郵便及び Web フォームからデータの提出を求めた。

所票は、所を代表する方 1 名、また個票は、児童心理司および心理職員を対象に、常勤・非常勤問わず全員の回答を依頼した。

タイムスタディである個票の調査期間は、祝日や大きな行事の見込みがない 2015 年 2 月 12 日～2015 年 2 月 18 日の 7 日間を設定した。中心となる業務内容の調査については、週末を含めた 7 日間の業務内容を 5 分単位で記録する方式を採用した。業務内容は先述した「業務コード」からの選択式となっている。

### (2) 集計結果

#### 1. 回収の状況

以上の調査の回収は、所票が全国 208 か所の児童相談所のうち 172 か所の所から回答があり、82.7%であった。

個票については、非常勤職員や児童心理司以外の心理職員の配置総数に関するデータがなく、回収率を提示することができないが、計 1059 人の回答を得ることができた。

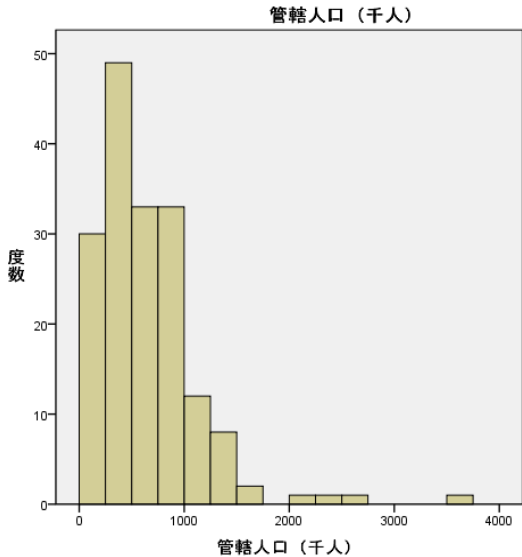
多忙な時期にもかかわらず、多くの方にご協力いただき、改めてお礼申し上げたい。

## 2. 単純集計結果

回答の単純集計結果は以下のようになった。

### 所票の結果

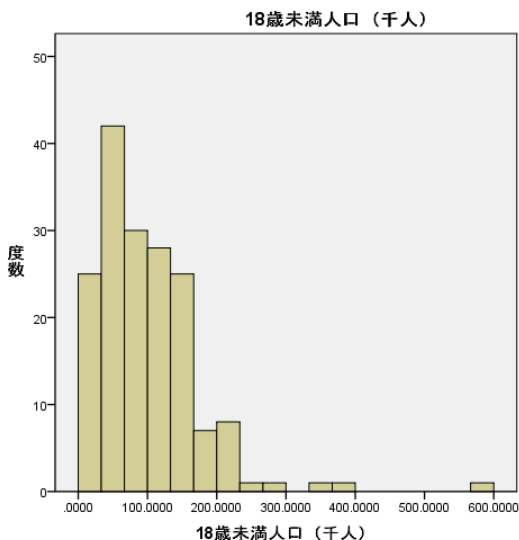
#### ①管轄人口



(標準偏差 487.88、度数 171)

管轄人口の平均値は、641,110 人であった。

#### ②18歳未満人口



(標準偏差 75.186、度数 170)

18歳未満人口の管轄は、平均が 99,170 人であった。

#### ③児童相談所併設状況

	度数	有効%
児童相談所単独で設置 (一時保護所を含む)	89	54.9
児童相談所と障害者関係機関、教育関係機関、保健所等との組織併設	48	29.6
児童相談所と障害者関係機関、教育関係機関、保険初頭との敷地ない併設(組織併設以外)・合築	25	15.4
合計	162	100.0
システム欠損値	10	

「児童相談所単独で設置(一時保護所を含む)」している所が 54.9%、「児童相談所と障害者関係機関、教育関係機関、保健所等との組織併設」が 29.6%、「児童相談所と障害者関係機関、教育関係機関、保険初頭との敷地ない併設(組織併設以外)・合築」が 15.4%であった。

#### ③-1 併設機関との心理職員の兼務・兼任

	度数	有効%
あり	29	54.7
なし	24	45.3
合計	53	100.0
システム欠損値	119	

併設ありの所のうち、心理職員の兼務・兼任があるのは、54.7%であった。

#### ③-2 併設機関との心理職員以外の職員の兼務・兼任

	度数	有効%
あり	25	47.2
なし	28	52.8
合計	53	100.0
システム欠損値	119	

心理職員以外の職員の兼務・兼任がある所が 47.2%であった。

※参考

併設機関との心理職員の兼務・兼任 と 合築機関との心理職員以外の職員の兼務・兼任 のクロス表

			併設機関との心理職員以外の職員の兼務・兼任		合計
			あり	なし	
併設機関との心理職員の兼務・兼任	あり	度数	19	9	28
		総和の%	36.5%	17.3%	53.8%
	なし	度数	5	19	24
		総和の%	9.6%	36.5%	46.2%
合計		度数	24	28	52
		総和の%	46.2%	53.8%	100.0%

③-3 合築機関との心理職員の兼務・兼任

	度数	有効%
あり	4	12.1
なし	29	87.9
合計	33	100.0
システム欠損値	139	

合築機関との心理職員の兼務・兼任の状況では、12.1%が「あり」であった。併設の場合より兼務・兼任の率は低くなっていた。

③-4 合築機関との心理職員以外の職員の兼務・兼任

	度数	%	有効%
あり	6	3.5	18.8
なし	26	15.1	81.3
合計	32	18.6	100.0
システム欠損値	140	81.4	

同様に、合築機関との心理職員以外の職員の兼務・兼任も「あり」が18.8%と低くなっていた。

※参考

合築機関との心理職員の兼務・兼任 と 合築機関との心理職員以外の職員の兼務・兼任 のクロス表

			合築機関との心理職員以外の職員の兼務・兼任		合計
			あり	なし	
合築機関との心理職員の兼務・兼任	あり	度数	2	2	4
		総和の%	6.3%	6.3%	12.5%
	なし	度数	4	24	28
		総和の%	12.5%	75.0%	87.5%
合計		度数	6	26	32
		総和の%	18.8%	81.3%	100.0%

④ 相談受理事件数（管轄人口 10 万人）

管轄人口 10 万人で換算し、平成 23 年度から平成 25 年度の相談受理事件数を確認した。

その結果、最も多い相談種別は「知的障害相談」であった。一方で、3 年間の変化では、障害相談の受理事件数は減少し、虐待に関する相談が増加している様子がわかる（下記、表および図を参照）。

表 相談受案件数（人口10万人換算）

		養護相談						保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				(再掲)			
		児童虐待相談	(再掲内訳)				その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	自閉症等相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	その他の相談	児童虐待通告	いじめ相談	児童売春等被害相談
			身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待																		
H23	平均値	60.9	18.2	15.3	3.6	16.9	47.3	1.2	4.9	0.9	17.8	12.9	142.0	13.6	17.7	7.8	25.9	6.4	8.8	5.4	14.4	56.1	0.9	0.0
	最大値	756.3	231.8	256.9	192.3	253.4	608.6	31.4	85.2	29.5	511.8	175.1	1603.4	543.8	1636.2	73.9	278.6	70.7	313.2	98.6	137.9	655.2	27.6	1.8
H24	平均値	66.3	20.1	16.7	3.5	19.2	48.3	1.2	3.1	0.7	17.7	5.5	138.8	13.8	7.8	7.3	25.9	6.1	9.0	5.5	14.0	64.8	0.9	0.0
	最大値	787.9	237.2	331.0	230.6	260.3	540.6	27.1	78.1	37.7	648.2	114.9	1487.4	503.1	94.8	65.7	251.2	56.9	298.7	104.1	137.9	787.9	15.5	1.4
H25	平均値	69.0	19.6	15.2	4.1	22.7	49.9	1.1	3.0	0.5	14.8	3.2	132.7	14.2	8.3	7.1	24.4	6.0	8.9	5.1	14.7	67.2	0.8	0.0
	最大値	772.1	233.2	184.5	288.6	227.2	543.1	25.3	100.0	28.1	281.3	32.8	1516.1	737.5	86.2	75.1	251.1	53.1	296.6	88.0	162.1	677.0	14.5	0.7

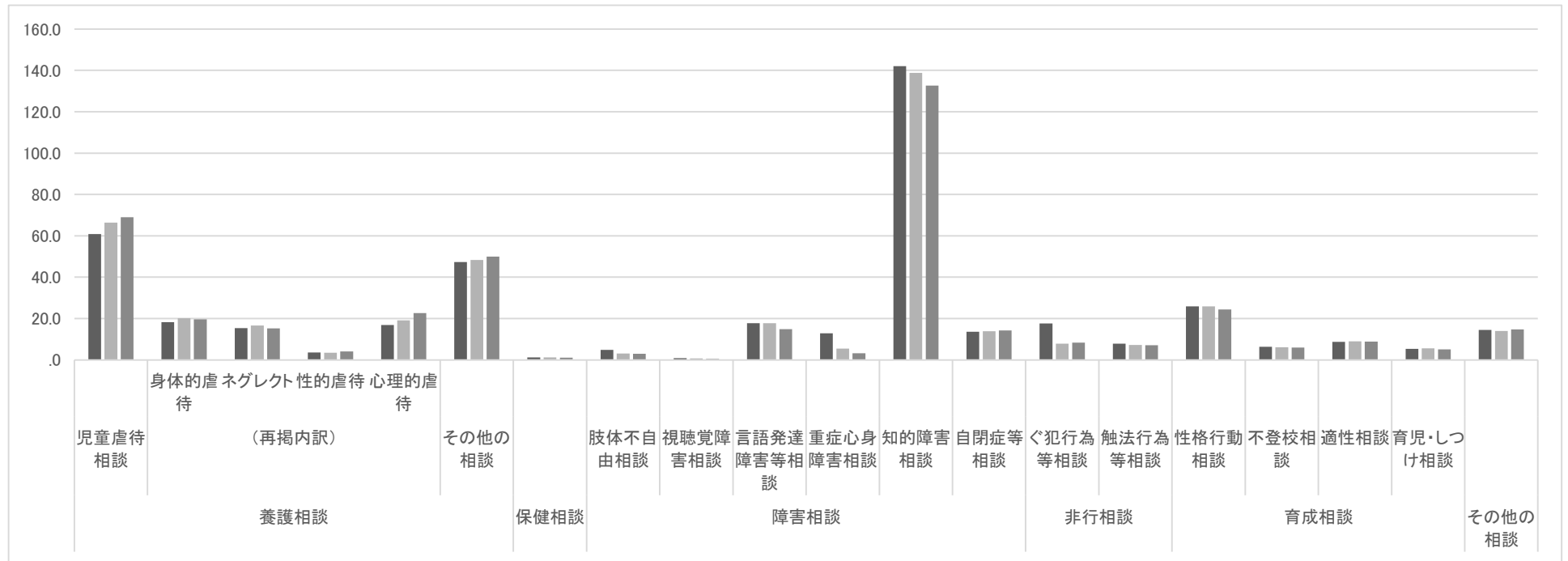


図 相談受案件数平均（人口10万人換算）

⑤心理診断指導数（人口管轄 10 万人換算）

表

	平成 23 年度							平成 24 年度							平成 25 年度						
	心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング (児童心理司等)	心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング (児童心理司等)	心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング (児童心理司等)
	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導			知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導			知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		
児童	92.7	68.9	38.9	31.3	179.1	13.6	99.2	89.3	68.0	41.0	30.6	180.7	14.1	111.4	88.0	61.5	37.6	28.4	180.6	15.1	111.7
児童虐待	7.81	3.17	10.7	4.34	37.1	8.99	41.9	8.43	3.78	12	4.62	38.4	8.68	47.3	7.27	3.39	10.4	4.07	37.7	8.66	46.8
非行	3.01	0.21	6.11	1.55	15.2	1.68	14.8	2.9	0.31	6	1.23	13.3	1.13	16	2.84	0.17	5.97	1.28	15.2	0.72	16.5
保護者	0.25	0.51	0.37	1.97	128	4.12	44	0.29	0.6	0.23	2.27	128	3.9	47.1	0.16	0.43	0.08	2.07	119	3.98	47.3
児童虐待	0.04	0.01	0.16	0.13	13.6	1.17	16	0.03	0.01	0.13	0.08	12.3	1.41	19.6	0.02	0.01	0.04	0.06	10.2	0.98	20.1
非行	0	0	0	0	6	0	4	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	5	0	5
その他	0.06	0.16	0.02	0.61	61.8	4.86	36.5	0.05	0.05	0.03	0.32	71.3	5.01	39.3	0.04	0.21	0.02	0.22	69.8	3.34	40.7
児童虐待	0.01	0.02	0.01	0.03	19.4	2.42	21.7	0.01	0.01	0.01	0.03	21.6	2.43	21	0.01	0.01	0.01	0.01	18.9	1.55	21.4
非行	0	0	0	0.01	4.33	0.1	2.56	0	0	0	0.01	4.63	0.1	3.27	0	0	0	0.01	4.1	0.19	3.04

また、管轄人口 10 万人で換算し、3 年間の心理診断指導数をみると、表 2 となった。知能検査、面接・観察・指導の件数も多いものの、児童虐待、非行以外児童に対して行われている可能性が高く、虐待児童に対する心理診断のみでみると、「心理療法・カウンセリング」がもっとも多く行われていた。

⑥職員の配置数

表 配置数（管轄人口 10 万人換算）

児童心理司						児童心理司以外の心理職員					
	常勤	再雇用	臨時等	非常勤	その他		常勤	再雇用	臨時等	非常勤	その他
専任	0.895	0	0.021	0.137	0.013	専任	0.075	0	0.015	0.126	0.002
兼務	0.179	0.003	0	0.003	0	兼務	0.016	0	0.002	0.009	0
兼任	0.054	0.001	0.007	0.002	0	兼任	0.011	0	0	0.009	0
その他	0.005	0	0	0.002	0.008	その他	0	0	0.002	0.014	0.028
児童心理司（うち、一時保護所の配置）						児童心理司以外の心理職員（うち、一時保護所の配置）					
	常勤	再雇用	臨時等	非常勤	その他		常勤	再雇用	臨時等	非常勤	その他
専任	0.018	0	0	0.033	0	専任	0.007	0	0.002	0.059	0
兼務	0	0	0	0.004	0	兼務	0	0	0	0.005	0
兼任	0	0	0	0	0	兼任	0	0	0	0.008	0
その他	0	0	0	0	0	その他	0	0	0	0	0
児童福祉司						相談員					
	常勤	再雇用	臨時等	非常勤	その他		常勤	再雇用	臨時等	非常勤	その他
専任	2.210	0.040	0.020	0.030	0	専任	0.250	0.060	0.020	0.430	0.020
兼務	0	0	0	0	0	兼務	0.020	0	0.010	0.020	0
兼任	0.040	0	0	0	0	兼任	0.010	0	0	0.010	0
その他	0.010	0	0	0.010	0	その他	0	0	0	0.010	0

続いて、管轄人口を 10 万人で換算し、各職種の配置数を、勤務形態、雇用形態ごとに確認した。その結果、常勤・専任の配置で比較すると、児童心理司と児童福祉司の比率は、約 1 : 3 であった。

これは、児童心理司と児童福祉司の同数配置が望ましいという先行研究からの提言とはかけ離れた実態であることがわかる。

## ⑦医師の配置

医師の配置については、表4のような結果となった。管轄人口100万人に一人常勤専任の位置がついているという計算になる。

表4 医師の配置（管轄人口10万人換算）

医師	常勤専任	兼任		常勤専任、兼任以外	
	人数	人数	平均勤務時間 〔常勤換算〕*	人数	平均勤務時間 〔常勤換算〕*
	0.01	0.07	0	0.38	0.01
うち小児科医	0	0.03	0	0.16	0
うち精神科医	0	0.04	0	0.3	0.01
うち児童精神科医※	0.01	0.05	0	0.11	0.05

## ④判定業務実施機関（中央のみ回答）

	度数	有効%
中央児童相談所で全て実施（地域児相や他機関では判定業務を行わない）	11	17.7
各児童相談所（中央児童相談所を含む）で全て実施（他機関は判定を行わない）	39	62.9
児童相談所と児童相談所以外の機関が、それぞれ判定を実施	12	19.4
合計	62	100.0
システム欠損値	110.00	

判定業務の実施機関についての問では、「中央児童相談所で全て実施（地域児相や他機関では判定業務を行わない）」と回答した所が17.7%、「各児童相談所（中央児童相談所を含む）で全て実施（他機関は判定を行わない）」が62.9%、「児童相談所と児童相談所以外の機関が、それぞれ判定を実施」が19.4%であった。約2割の所が判定業務を一部外部で実施している結果となった。

## ⑤所長採用時の職種区分

	度数	有効%
心理専門職	19	13.6
福祉専門職	55	39.3
一般行政職	61	43.6
その他	5	3.6
合計	140	100.0
システム欠損値	32	

所長の採用時の職種区分についても回答を求めた。「心理専門職」採用が13.6%、「福祉専門職」採用が39.3%、「一般行政職」採用が43.6%、「その他」が3.6%であった。

半数近い所の所長が一般職採用による入職であった。

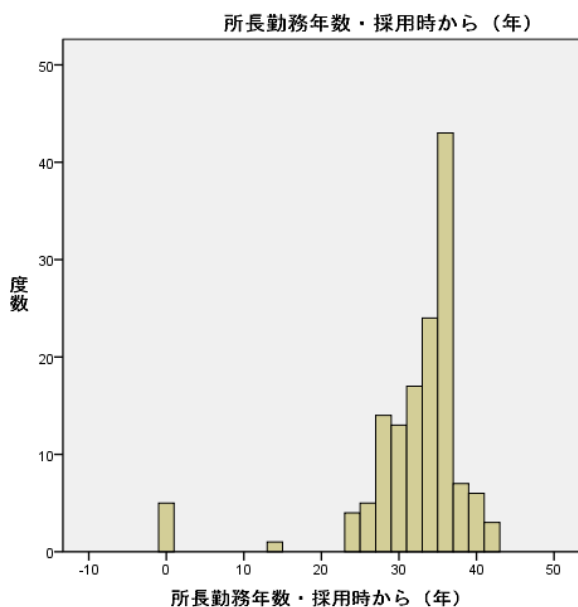
## ⑥所長の所有資格

	応答数		ケースの%
	N	%	
臨床心理士	9	5.8%	8.6%
学校心理士	1	.6%	1.0%
産業カウンセラー	1	.6%	1.0%
社会福祉士	27	17.3%	25.7%
精神保健福祉士	8	5.1%	7.6%
社会福祉主事	68	43.6%	64.8%
保育士	1	.6%	1.0%
教諭	27	17.3%	25.7%
その他	14	9.0%	13.3%
合計	156	100.0%	148.6%

所長の所有資格をみると、最も多かったのは社会福祉主事であった(64.8%)。次いで社会福祉士が25.7%となっていた。

所長の児童相談所における勤務年数は、平均10.33年であった。多くの場合、一定の児童相談所勤務経験をもつことがうかがえる。

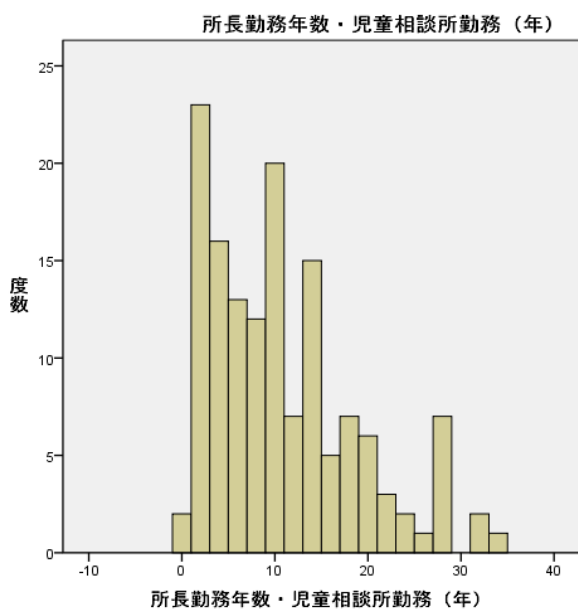
⑦所長の勤務年数（採用時から）



(標準偏差 7.379、度数 142)

所長の採用時からの勤務年数は、平均 31.67 年であった。

⑦所長の児童相談所勤務年数



(標準偏差 7.903、度数 142)



個票の結果

①業務（小項目）ごとの時間・7日間平均

段階	対象	業務内容	平均値 (分)	平均値 (割合)	
ア セ ス メ ン ト	子ども	診断面接	42.14	1.97%	
		心理検査観察	48.45	2.30%	
		療育手帳判定業務	159.88	10.90%	
		特別児童扶養手当判定業務	13.18	0.83%	
		3歳児等精密健診	9.95	0.55%	
			記録作成	357.06	20.67%
	保護者	診断面接	18.05	0.92%	
		心理検査観察	0.75	0.03%	
		記録作成	9.60	0.49%	
	親子	家庭復帰・里親委託アセスメント	3.37	0.14%	
記録作成		9.51	0.55%		
会 議	所内会議(緊急受理会議・受理会議・判定会議等)		126.59	5.44%	
	所内打ち合わせ・ミーティング		148.67	6.33%	
	都道府県市内児相心理職会議		6.74	0.32%	
	記録・復命書作成		21.72	1.00%	
治 療 ・ 助 言 指 導 等	在宅支援の 子ども	心理診断	18.93	0.78%	
		通所による心理療法・カウンセリング、助言指導	61.19	2.51%	
		グループ指導	13.40	0.79%	
		家庭訪問による心理療法・カウンセリング、助言指導	9.67	0.38%	
		アフターケア、フォロー	3.62	0.18%	
		記録作成	109.66	4.53%	
	一時保護中 の子ども	心理診断	46.21	1.98%	
		通所による心理療法・カウンセリング、助言指導	25.25	1.05%	
		グループ指導	28.64	1.69%	
		訪問による心理療法・カウンセリング、助言指導	13.81	0.56%	
		アフターケア、フォロー	15.10	0.72%	
		記録作成	100.72	4.52%	
	措置・委託 中の子ども	心理診断	17.88	0.74%	
		通所による心理療法・カウンセリング、助言指導	16.69	0.69%	
		グループ指導	12.86	0.78%	
		訪問による心理療法・カウンセリング、助言指導	29.96	1.21%	
		アフターケア、フォロー	7.47	0.32%	
		記録作成	75.49	3.25%	
	保護者	心理診断	2.44	0.13%	
		通所による心理療法・カウンセリング、助言指導	35.00	1.48%	
		グループ指導	3.93	0.18%	
		家庭訪問による心理療法・カウンセリング、助言指導	7.85	0.30%	
		家庭への電話連絡・助言指導	18.03	0.79%	
		アフターケア、フォロー	2.61	0.10%	
		記録作成	15.79	0.74%	
	里親	心理診断	0.59	0.03%	
		通所による心理療法・カウンセリング、助言指導	1.92	0.09%	
		グループ指導	0.51	0.02%	
		訪問による心理療法・カウンセリング、助言指導	1.66	0.07%	
		里親家庭への電話連絡・助言指導	0.51	0.02%	
アフターケア、フォロー		0.65	0.03%		
記録作成		2.37	0.10%		
親子	心理診断	1.98	0.10%		

		通所による心理療法・カウンセリング、助言指導	15.42	0.62%
		グループ指導	2.29	0.24%
		家庭訪問による心理療法・カウンセリング、助言指導	3.22	0.14%
		家庭への電話連絡・助言指導	1.40	0.06%
		アフターケア、フォロー	0.77	0.03%
		記録作成	12.33	0.56%
		心理診断	0.29	0.01%
	里親子	通所による心理療法・カウンセリング、助言指導	1.30	0.05%
		グループ指導・里親サロン	1.49	0.09%
		訪問による心理療法・カウンセリング、助言指導	1.52	0.06%
		里親家庭への電話連絡・助言指導	0.28	0.01%
		アフターケア、フォロー	0.60	0.03%
		記録作成	2.52	0.12%
		関係機関との連携	施設	施設との連絡調整・会議
施設心理士への支援指導	4.71			0.18%
退所施設との連絡調整	0.56			0.02%
記録作成	7.02			0.33%
市町村	市町村との連絡調整・会議		11.03	0.48%
	市町村への支援指導		2.91	0.13%
	記録作成		3.23	0.14%
保育所・幼稚園・学校	連絡調整・会議		14.50	0.56%
	支援指導		5.00	0.20%
	記録作成		3.57	0.14%
保健・医療機関	保健・医療機関との連絡調整・会議		7.43	0.30%
	支援指導		1.33	0.05%
	記録作成		2.37	0.10%
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会との連絡調整・会議		3.82	0.16%
	支援指導		0.57	0.02%
	記録作成		0.95	0.06%
その他の機関	その他の機関との連絡調整・会議		19.80	0.82%
	支援指導		1.74	0.07%
	記録作成		7.64	0.41%
その他	児童相談所・児童相談部門以外の兼務・兼任業務		42.89	2.17%
	都道府県独自事業等対応		11.23	0.48%
	他心理職へのスーパーバイズ・訓練等	33.92	1.46%	
	研修	68.62	3.05%	
	同行	12.72	0.51%	
	移動	184.79	7.53%	
	休憩	211.65	10.28%	
	実習対応	2.15	0.09%	
	その他	190.22	8.96%	

タイムスタディの調査期間であった 7 日間（土・日含む）において、各業務にかかった時間の平均（分）を算出した。その結果、上位から子どもに関するアセスメント記録作成：357.06 分、療育手帳判定業務：159.88 分、所内打ち合わせ・ミーティング：148.667 分、所内会議（緊急受理会議・受理会議・判定会議等）：126.59 分、在宅支

援の子どもに関する記録作成：109.66 分、一時保護中の子どもに関する記録作成：100.717 分となっていた。これら結果から、子どもに関する記録作成に多くの時間をかけていることが明らかとなった。

## ②業務（中項目）ごとの時間・7日間平均

段階	対象	平均(分)	平均(割合)
アセスメント	子ども	630.89	36.84%
	保護者	28.40	1.43%
	親子	12.88	0.68%
会議		303.71	12.96%
治療・助言指導等	在宅支援の子ども	214.11	8.98%
	一時保護中の子ども	228.46	10.37%
	措置・委託中の子ども	159.20	6.88%
	保護者	85.66	3.69%
	里親	8.22	0.35%
	親子	37.42	1.74%
	里親子	8.00	0.37%
関係機関との連携	施設	50.73	2.07%
	市町村	17.17	0.75%
	保育所・幼稚園・学校	23.07	0.89%
	保健・医療機関	11.13	0.45%
	要保護児童対策地域協議会	5.34	0.24%
	その他の機関	29.15	1.28%
その他		758.40	34.04%

次に業務コードの中項目ごとに集約し、かかった時間の平均を確認した。その結果、最も多く時間がかけられていたのは、子どもに対するアセスメントであった。これが7日間の全体業務の37%を占めていた。さらに、一時保護中の子どもに対

する治療・助言的指導も全体の10%を占めており、保護の必要性の判断および保護中の子どもへの支援に多くの時間をかけていることが明らかとなった。

## ③業務（大項目）ごとの時間・7日間平均

段階	平均(分)	平均(割合)
アセスメント	672.33	18.15%
会議	1510.83	26.37%
治療・助言指導等	739.08	17.72%
関係機関との連携	136.44	3.12%
その他	2095.48	42.48%

続いて、大項目に集約して、かかった時間の平均をみた。大項目においては、その他を除くと、会議にかける時間が最多であった。

その他の項目にかかる時間が多いことについて、ヒアリング調査等からは、コード設定の不備というより、「本来業務」として当てはまりにくい行政としての事務作業が多いことが語られている。今後の調査においては、この点を留意する必要があると考えられる。

④種別ごとにかけた時間・7日間平均（分）

	養護相談					保健相談	障害相談					非行相談		育成相談				その他の相談	
	児童虐待相談	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待		その他の相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	自閉症等相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談		適性相談
分	729.110					86.56	2.19	529.161					167.92		237.319				47.46
割合	31.35%					3.85%	0.18%	33.10%					6.95%		10.01%				2.06%

次に、7日間（土・日含む）において、各業務にかかった時間の平均（分）を算出した。その結果、児童虐待相談にかける時間が729.110分で最長となっていた。次いで、障害相談で529.161分

であった。この両種別に関する業務を足すと全体の業務の64%となる。この二つの種別に対する業務が、児童心理司業務の大部分を占めていることがわかる。

⑤回答者の配属場所

	度数	有効%
児童相談所	994	95.3
一時保護所	49	4.7
合計	1043	100.0
システム欠損値	63	

回答者の配属場所では、児童相談所が95.3%とほとんどを占めていた。

⑦スーパーバイザー

	度数	有効%
該当	96	9.3
非該当	933	90.7
合計	1029	100.0
システム欠損値	77	

回答者のうち、9.3%がスーパーバイザーとしての任務をおこなっていた。

⑥回答者の職名

	度数	有効%
児童心理司	875	84.2
児童心理司以外の心理職員	141	13.6
その他	23	2.2
合計	1039	100.0
システム欠損値	67	

回答者の職名では、84.2%が児童心理司であり、児童心理司以外の心理職員が13.6%となっていた。本調査では、「児童心理司」だけでなく、心理職員にも回答を求めた点に特徴がある。

⑧雇用形態

	度数	有効%
常勤	763	72.9
再雇用	8	.8
臨時等	46	4.4
非常勤	202	19.3
その他	27	2.6
合計	1046	100.0
システム欠損値	60	

雇用形態では、72.9%が常勤雇用であった。一方で非常勤雇用も19.3%にのぼっていた。

### ⑨勤務形態

	度数	有効%
専任	730	74.6
兼務	96	9.8
兼任	82	8.4
その他	70	7.2
合計	978	100.0
システム欠損値	128	

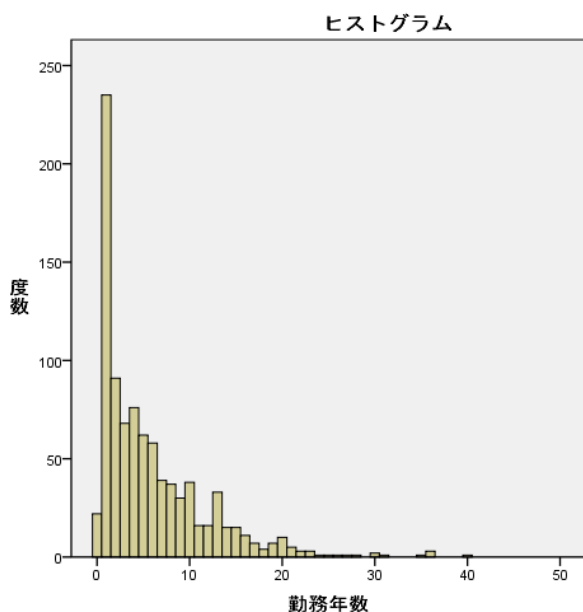
勤務形態では、専任が74.6%であった。兼務と兼任を足し合わせると、18.2%となり、約2割の児童心理司・心理職員は他の業務を兼ねている状況であった。

### ⑩職名と雇用形態

		雇用形態					合計
		常勤	再雇用	臨時等	非常勤	その他	
児童心理司	度数	732	5	26	92	18	873
	職名の%	83.8%	.6%	3.0%	10.5%	2.1%	100.0%
	総和の%	70.6%	.5%	2.5%	8.9%	1.7%	84.2%
児童心理司以外の心理職員	度数	23	2	13	95	8	141
	職名の%	16.3%	1.4%	9.2%	67.4%	5.7%	100.0%
	総和の%	2.2%	.2%	1.3%	9.2%	.8%	13.6%
その他	度数	6	0	6	10	1	23
	職名の%	26.1%	.0%	26.1%	43.5%	4.3%	100.0%
	総和の%	.6%	.0%	.6%	1.0%	.1%	2.2%
合計	度数	761	7	45	197	27	1037
	職名の%	73.4%	.7%	4.3%	19.0%	2.6%	100.0%
	総和の%	73.4%	.7%	4.3%	19.0%	2.6%	100.0%

職名と雇用形態の関係を確認したところ、児童心理司の常勤率が高く、児童心理司以外の心理職員の非常勤率が高くなっていることが明らかとなった。

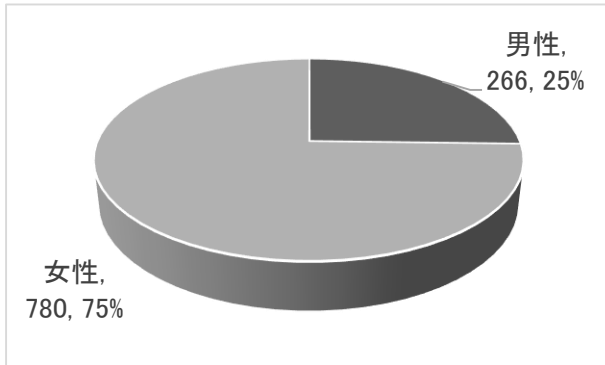
### ⑪勤務年数



勤務年数は、平均5.81年であった。専門職として採用され入職することの多い児童心理司は、他の職種と比べて、児童相談所での勤務年数が長くなる傾向がうかがえる。

⑫性別

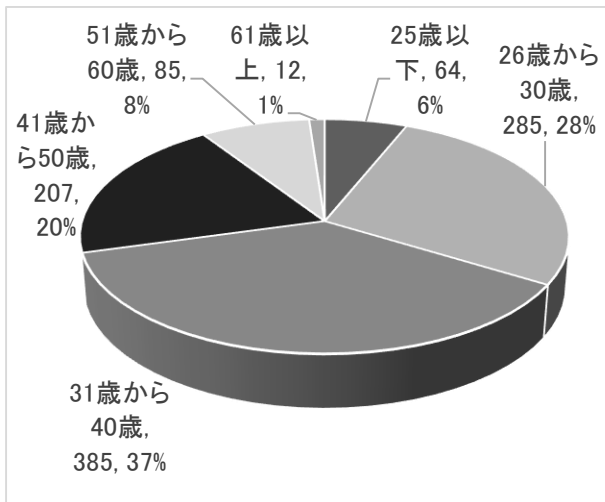
	度数	有効%
男性	266	25.4
女性	780	74.6
合計	1046	100.0
システム欠損値	60	



性別では、女性が74.6%と多くなっていた。この偏りが、子どもの性別に応じた対応を困難にする場合がある。このことは、後述するヒアリング調査においても明らかとされている。

⑬年齢

	度数	有効%
25歳以下	64	6.2
26歳から30歳	285	27.5
31歳から40歳	385	37.1
41歳から50歳	207	19.9
51歳から60歳	85	8.2
61歳以上	12	1.2
合計	1038	100.0
システム欠損値	68	



年齢では、31歳から40歳までが37%となっていた。

⑭採用の職種

	度数	有効%
心理専門職採用	775	75.8
福祉専門職採用	152	14.9
一般行政職採用	44	4.3
保育士採用	4	.4
教員採用	1	.1
その他	47	4.6
合計	1023	100.0
システム欠損値	83	

採用の職種についても回答をもとめた。その結果、心理職採用が75.8%であった。児童心理司および心理職員が専門職として採用されていることがうかがえる。

⑮大学の専攻

	度数	有効%
心理学	834	80.7
社会福祉学	32	3.1
教育学	90	8.7
社会学	16	1.5
保育学	1	.1
児童学	12	1.2
非該当	4	.4
その他	45	4.4
合計	1034	100.0
システム欠損値	72	

専門性の状況を確認するため、大学の専攻についてたずねた。その結果、心理学を専攻していた回答者が80.7%におよんだ。

⑯大学院の専攻

	度数	有効%
心理学	592	57.8
社会福祉学	3	.3
教育学	31	3.0
社会学	1	.1
児童学	7	.7
非該当	379	37.0
その他	12	1.2
合計	1025	100.0
システム欠損値	81	

大学院の専攻について確認すると、大学院進学している場合には、その約6割が心理学を専攻していた。このことから、児童心理司・心理職員の高い専門性がうかがえる。

⑰資格

	応答数		ケースの%
	N		
臨床心理士	577		67.2%
認定心理士	112		13.0%
臨床発達心理士	26		3.0%
学校心理士	4		.5%
産業カウンセラー	15		1.7%
社会福祉士	46		5.4%
精神保健福祉士	34		4.0%
社会福祉主事	140		16.3%
保育士	46		5.4%
教諭	289		33.6%
その他	45		5.2%
合計	1334		155.3%

また、臨床心理士の所有者が67.2%にのぼり、資格取得の状況からも高い専門性がうかがえる。

⑱増員に対する意識

	そう思う		どちらかといえばそう思う		どちらともいえない		どちらかといえばそう思わない		そう思わない		合計	N A
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%		
											度数	度数
子どもや保護者へ効果的な支援をするためには児童心理司の増員が必要である	827	79.37	166	15.93	40	3.84	5	0.48	4	0.38	1042	64
子どもや保護者へ効果的な支援をするためには児童心理司の常勤職の増員が必要である	807	77.45	178	17.08	49	4.70	5	0.48	3	0.29	1042	64
子どもや保護者へ効果的な支援をするためには児童心理司の非常勤職の増員が必要である	237	22.79	332	31.92	288	27.69	94	9.04	89	8.56	1040	66
子どもや保護者へ効果的な支援をするためには児童心理司の職務内容の合理化が必要である	352	34.11	340	32.95	279	27.03	45	4.36	16	1.55	1032	74
児童虐待相談対応件数の急増によって児童心理司が担当している業務量が增大している	675	64.84	271	26.03	84	8.07	10	0.96	1	0.10	1041	65
児童虐待相談対応件数の急増によって児童心理司に求められる業務内容の水準が高くなっている	765	73.63	196	18.86	72	6.93	4	0.38	2	0.19	1039	67

増員について、いくつかの条件を設けて意見を求めた。その結果、「子どもや保護者へ効果的な支援をするためには児童心理司の増員が必要である」、「子どもや保護者へ効果的な支援をするためには児童心理司の常勤職の増員が必要である」

に対して75%以上が「そう思う」に回答し、非常に高い同意となった。一方、「子どもや保護者へ効果的な支援をするためには児童心理司の非常勤職の増員が必要である」とした項目には、同意

がばらついた。このことから、常勤職の増員が、効果的な支援のために求められているといえる。

また、「児童虐待相談対応件数の急増によって児童心理司が担当している業務量が増大している」と「児童虐待相談対応件数の急増によって児童心理司に求められる業務内容の水準が高くなっている」の項目にも高い割合で「そう思う」に回答が集中し、業務の増加と高度化が求められていることの実感が表れていると考えられる。

(有村大士・永野咲)



### 3. 調査 2: 児童相談所における心理業務についてのヒアリング調査

#### (1) 目的

ヒアリング調査の目的は、量的調査では見えてこない児童心理司の業務実態を把握すること、量的調査の分析の柱を生成すること、特に児童心理司の業務についての分類をするために基礎データを得ることを目的に実施した。

#### (2) 実施概要

ヒアリング調査は、次の過程を経て実施した。

##### 1. 倫理的配慮

本調査を実施するにあたって、本調査研究事業を受託している日本社会事業大学社会事業研究所において、研究倫理審査を受審し、承認を得た。

公表に際しては、児童相談所名や回答者名が特定されないよう細心の注意を払う。また、児童相談所の特定につながる情報の公表は避け、児童相談所を類型化することで、匿名性を保った分析を実施した。

##### 2. 調査の実施

調査に先駆け、「ヒアリング調査ガイド」(以下「ガイド」と記す)を作成した。ガイドは研究委員である今西良輔(旭川大学)と清水冬樹(旭川大学短期大学部)で作成し、研究委員で確定を行った。

ヒアリング調査先の選定については、地域および規模に配慮した。各地域の研究委員が研究目的に即して候補の所を選定し、妥当性を検討したうえで31カ所を選定した(表1、表2)。その上で、各所に調査協力の依頼を実施し、日本社会事業大学から、ヒアリング調査の依頼文(付録3)を各

児童相談所へ送付した。その後、各児童相談所と調査の訪問者(研究委員)で日程調整を行い、各児童相談所を訪問し、ヒアリング調査を実施した。

本調査を実施するにあたって、訪問先の児童相談所名およびヒアリング協力者となった児童心理司の名前は本報告書では記載しない旨を確認し、倫理的配慮を行っている。

訪問日程は2015年2月19日から2015年3月16日までとなっている。ヒアリング調査はおおよそ1時間から2時間程度であった。インタビューに際し、録音による記録とメモによる記録を行ったうえで、調査後に訪問した研究委員等が訪問記録をまとめ、報告した。

訪問した児童相談所は全部で31ヶ所である。そのうち、政令指定都市の児童相談所は4ヶ所、都道府県のうち中央児童相談所は11ヶ所、それ以外の児童相談所が16ヶ所となっている(表1)。

また地域別に訪問先をみると、北海道地区が4ヶ所、東北地区が8ヶ所、関東地区7ヶ所、中部地区が3ヶ所、関西地区が3ヶ所、中国地区が2ヶ所、九州・沖縄地区が4ヶ所となっている。

表1 ヒアリング調査先の概要

政令指定都市		4
都道府県	中央児童相談所	11
	中央以外	16
合計		31

表2 ヒアリング調査先の地域

北海道・東北地区	4
東北地区	8
関東地区	7
中部地区	3
関西地区	3
中・四国地区	2
九州・沖縄地区	4
合計	31

### (3) ヒアリング調査結果

#### 1. 児童心理司の専門性

本調査から、児童心理司固有の専門性として、次のことが明らかとなった。

子どもの安全と安心を保障するために、児童福祉司とは異なる立場、つまり心理学の立場から、常にケース全体の環境や状況を踏まえつつ、寄り添っているということである。具体的には、児童福祉司が、保護者や家庭、関係機関との調整に重きを置いている一方で、児童心理司は心理学的手法も用いながら、子ども自身が今どういったこと生活問題と向き合っているのか、親自身がなかなか言葉にできない心の葛藤を丁寧に聞き取りながら子どもや保護者と向き合っている。

ただし、上記の専門性は後述するように、児童福祉司と協働することによって十分に役割を發揮することができる。「児童心理司と児童福祉司は両輪として機能しなくてはならない」と多くの児童心理司が語っていた。

この児童心理司の専門性をさらに詳しく見ていくと、いくつかの業務について分類して理解ができる。以下、その分類について示す。

#### 2. 分析結果：児童心理司の業務内容分類

本調査から得られた児童心理司の業務類型は、全部で4類型であった。

- (a) 療育手帳や行政事務業務に関わる義務的業務
- (b) 虐待・非行対応に伴う専門的業務
- (c) 専門的アセスメントと予防的事業
- (d) 心理治療と心理的ケア

である。

一覧として、下記の表3を示す。また詳細は以下の通りである。

#### 1) 義務的義務（短期的関与、行政事務業務）

児童心理司の業務の大半を占めていたのは、福祉サービスを利用するための根拠となる判定に関わる業務であることが多く児童心理司から語られている。具体的には、療育手帳や特別児童扶養手当の支給に関わる業務や、施設入所や里親委託に関わる業務などである。

前者について、児童心理司が多く配置されている児童相談所では、非常勤の児童心理司がテスト等を実施しているとの回答が多く得られた。ただし、福祉サービスを利用するための根拠となる業務であることから、全てを非常勤の心理士に委ねることはできず、正規の児童心理司が必ず業務に関わっている。

後者については、児童相談所内の会議にも出席することが必要となる。なお、こうした会議についての案内や司会進行についても児童心理司が担っている場合が多いという。また、こうした会議を通して、ケースの全体像を掴んでいるという児童心理司の意見も出ていた。また、措置等に関わる業務であるため、一度の面接や心理検査によって終結を必ずしも迎えるものではなく、時間をかけなければならないものである。

これらの業務は、先述したようにサービス利用の根拠となるものである。したがって、子どもや保護者に関わるだけでなく、書類の作成も同時に行っていかなければならず、その書類作成の時間も決して少なくはない。

児童心理司の業務における義務的義務は、児童心理司の専門性を高めていく上では欠かせないものである。児童心理司採用の方法について見ると、いくつかの訪問記録を見ると、4大卒で心理学を修めていることや、臨床心理士資格を持っていることが挙げられていた。しかし、そうした学びだけでなく、実際に現場の中で子どもや保護者

と関わる中で、接し方や心理テストの方法について身につけている。児童心理司の体系立った養成プログラムがシステムとして準備されていない中で、各児童相談所の現状を踏まえた養成の方法が検討され、実践されている。

なお、一時保護所の兼務発令がある児童心理司の場合、そうしたところでも専門性を高める機能を有していることが語られていた。

義務的義務は、現在の児童相談所の役割から見れば外すことができない必須業務であると同時に、児童心理司養成としても位置付けられているものである。  
(清水冬樹)

表3 ヒアリング調査から得られた児童心理司の業務分類

I 義務的業務(短期的関与, 行政事務業務)	II 虐待対応に伴う専門的業務(短期的関与, 臨床的業務)	III 専門的アセスメントと予防的支援業務(短~中期的関与, 臨床的業務)	IV 心理治療と心理的ケア(継続的支援, 臨床的業務)
①福祉サービスの根拠としての判定(療育手帳, 特別児童扶養手当等)  ②措置に伴う判定業務(施設入所・里親委託への判定書用)(注1)  ③措置等に伴い会議出席(援助方針会議等)  ④①~③書類作成	①性被害児への聞き取りとアセスメント, 説得  ②虐待初期対応における家族構造アセスメント, 保護者対応  ③施設, 学校, 要対協ケース会議等でのアセスメントと対応策の提示	①里親不調, 施設不適應などの子どもの再判定  ②I ②やII ③, III ①等の施設や学校等への訪問による説明, コンサルテーション  ③すべての里親や施設職員へのペアレンティングプログラムの実施  ④育成相談(依頼判定)におけるアセスメントと保護者への対応策の説明  ⑤心理司同士のSV  ⑥紹介状, 援助指針などの書類作成  ⑦進路に伴う判定依頼	①被虐待児, 施設不適應児等への心理治療等の心理的支援  ②一時保護児へのケア  ③加害親へのペアレンティングトレーニング  ④加害親との福祉司との同席面接  ⑤育成相談への継続面接による親子支援  ⑥①~⑤に伴う記録作成

(作成: 安部計彦)

## 2) 虐待・非行対応に伴う専門的業務（短期的関与、臨床的業務）

この業務について、業務の量としては決して多くはないが、子どもの内面を推し量るという児童心理司にとっても子どもにとっても負担のかかるものであり、児童心理司固有の専門性を発揮する必要がある業務である。

児童心理司の専門的業務や本来業務とは一体どういったものか、という質問に対する回答の中で、「子どもの見立て」や「アセスメント」という回答が多く見受けられた。その中でも、特に高い専門性が要求されるのが、性的虐待のケースや家族間関係のアセスメントや保護者自身への対応である。

初期対応から心理司が介入することで、状況の把握に有効的であったり、関係性を築くことができるという話も出ていた。在宅支援をサポートする上では、重篤化する前での予防的介入を可能にする手立てとなる可能性がある。家族間における力動を心理という立場から把握し、アドバイス等を加えられる。

しかし、懸念されることは、インタビューでは意に反して連れて行かれる体験を子どもがした場合、その時に関わった心理司にその後について子どもから本音を語ろうとするのは難しいだろうという話が出ていた。危機的な介入による機能としては、心理的な視点の活用や内なる声を引き出す等に効果的な働きを示すものの、介入後の心理司としての役割りの難しさが生まれてしまう。虐待体験をした子どもへの関わりや語りを聞く心理業務は、簡単なものではなく、またそれを初期介入時に関わっていた体験をした子どもへ関わることは、より困難さが生じてしまう。すべてのケースに当てはまるわけではないが、虐待を受けた子どもの気持ちを引き出す役割や子どもを理解する役割を担うためには、虐待の初期対応し

た心理司と対応後から家庭復帰後までの心理司という部分では分担することが必要となる。また、いくつかのインタビュー結果から、保護者が精神疾患等を患っている場合、CW だけでは対応することが困難なケースでは、子どもの担当心理だけでなく、親を担当する別の心理司を付けているという話も出ていた。親と面接によって、子ども側の視点に立つ心理司が親側の視点に立ってしまう要素がある。

他機関から心理司から見たケースの話を知りたいということが多くあると語られる児童相談所が多くあった。しかし、アウトリーチできる時間がほとんどないため、十分に実現できていないという。また外部に向けて、何かをする時の準備にかなり時間を要してしまうため、そうした機会の準備ができない現状もわかってきた。

心理司個人について考えた時、心理司によってアセスメント力や対応可能な範囲の幅に違いがあるようである。また、心理司のバックグラウンドや専門的に取り組めるスキルの差というものが同じ業務を行う上で変わってきてきやすいことがわかってきた。その中でもそれぞれの心理司が、学校や施設での生活や状況場面を想定し、提示している。ただ、心理からの専門的見解が全てと受け取られてしまう場合もあれば、助言がその現場に結び付きにくく、活かされずに終わってしまうこともある。

一方で、施設や学校でどのようなことが実施できているのか、できることやできないことなどの実行可能な能力を十分に把握できていないこともあるようだ。また、施設職員や学校職員の異動、児童心理司の異動によって状況変化していることを踏まえた上での方策を考えないとならない。相互に需要と供給の変化を踏まえておかなければ、アセスメントや対応策が活用されにくい状況を生み出してしまう。このような状況も踏まえ、

地域でどのような子どもを支えていくのか、情報共有を行っていくのかを日々模索している様子がある。

最近では、心理検査の結果を必要とされるケースが多くなっており、通常の判定書類に加えて、教育機関や保護者向けに書類を作成する対応が増えてきている。心理検査から見た子どもへの助言やアドバイスを施設や学校等で活かそうとする動きが出てきており、書類作成をしているが実際にどのような効果が起きているのか、具体的にどのようなことに参考となったのかまでフィードバックはあまりされていない。

また、広域地域になると地域によって、課題を潜在的に抱えつつ、そのまま相談なく大きくなってしまったということもある。地域によっては、専門的なことは児童相談所に任せるといったようなものがあり、地域に向けて知識や研修を実施しても根付かない。さらには、積極的に開催が実現化しない場合もあることも起きている。

### 3) 専門的アセスメントと予防的業務（短～中期的関与、臨床的業務）

社会的養護に置かれている子ども自身の難しさや対応の困難さが顕著に現れてきている。子どもの再判定依頼がある場合、子どもへの対応が以前から課題となっても、施設や里親の中での子どもの不適応状態や施設職員、里親の疲弊等の限界によって引き起こされている。

そのような状況を少しでも改善できるように、里親や施設に対してアウトリーチ支援の実施の必要性が多く聞かれている。少しでも子どもとの関わりを良好にすること、地域や他機関の力を向上させるためには、実施が必要であるという認識を持っている職員が多かった。近年では、CSPなどのペアレントトレーニングが中心となり、養育

困難な子どもに対する一貫した支援スキルの活用と啓発に注目していることがわかった。

里親への支援や施設職員へ研修を実施するなどなされているが、年に数回程度開催が多く聞かれた。しかし、児童心理司の他の業務によって頻回に実施が難しいこと、施設や里親家庭への訪問が頻回になることで、児童相談所内で理解を得にくい場合も起きているようである。子どもへの支援のために、施設の力や里親の力が向上するような働きかけを児童心理司が持ちかけることはあるが、継続的かつ頻回に実施することは、係員の人数と業務量によって左右されている。地域の力を安定させることや予防的な関わりに力を注ぐという部分に気づけていてもすぐにできない現状が明らかとなっている。

心理司が心理検査を行い、子どもの状態と親子関係の観察を通して、養育するための手立てを考える。学校の協力や施設を巻き込んだ方法を考える。直接、保護者に向けたペアレントトレーニングをする。

これらは、子どもが不適応状態とならないためにはどのようにできるかということを中心に考えている。複雑な背景を抱えている子どもなど様々な状態を呈する

児童相談所での継続的な面接をする際、概ね月1回程度しか時間が取れないということが語られていた。希望する時間帯に合わせて行うことも十分に行えないことから、地域資源である、学校、家庭、里親、施設を支える仕組みづくりに取り組んでいる。実際の所では、地域資源の開発や発展を行えている児童相談所もあれば、義務的業務に追われ、子どもへのケアに奔走し、十分に実施できない児童相談所もある。

新人採用または児童相談所に赴任してきたばかりの職員には、数ヶ月または1年程度、中堅もしくはベテラン職員に面接同席をするなどのSV

を受けられる環境を整えている。しかし、その後は、多くの心理司が日々の業務が多く追われているため、SV機能があっても有効的に時間を作って受けることが難しい。時間を見つけては、管理職または同僚の心理司と短時間の相談を積み重ねている。

もう1つは、SVとして機能する管理職が心理職を経験していない場合である。管理職の異動によって、福祉または心理ではない人がくることもある。特に、心理職は、専門職採用をしている地域とそうではない地域があるため、適切なSVを受けることが難しい場合がある。ある児童相談所では、大学の心理学教員をSVとして非常勤で雇用している所もあった。

#### 4) 心理治療と心理的ケア（継続的支援、臨床的業務）

児童心理司は、子どもの視点から考え、子どもの成長発達において必要な手立てを考える。その中で虐待等の影響や一時的に施設入所をせざるを得ない子どもたちはいる。そのような子ども達への心理的支援を実施することについて、児童相談所の児童心理司は、本来実施したいと思っているケースがあったとしても、他の業務によって時間がなく、対応することが十分にできていないのが現状であろう。

施設入所の場合、施設における心理士を筆頭に子どもへの心理的支援に関わる可能性が高いと思われる。しかし、いくつかの児童相談所の児童心理司からは、施設での心理士が積極的に心理業務を実施している場合もあれば、日常生活を指導している心理士もおり、施設の方針、地域、心理士の雇用形態等によって違いを感じていた。そのため、心理的支援を必要とする子どもは、施設における心理士の運用の考え方によって、施設心理士が対応困難な場合、児童相談所の児童心理司が

継続的に対応することとなる。児童心理司の業務としては、遠方への出張が増え時間を要すること、日常生活状況の把握の難しさを抱えながらの業務となる。里親委託等の場合も同様で、難しい子どもを委託している場合、定期的なフォローが必要となる。施設入所中の子どもや家庭生活をしている場合でも、医療機関の活用は有効的な手立ての一つである。

しかし、ある地方では、医療機関の不足や情報等、子どもの支えとなる基盤が不足しており、市町村で解決する手立てがないことから、やはり児童相談所へ任せないとならないということもある。また、被虐待による影響や子どもの精神的な部分のケアのため、医療機関の活用を挙げたが、精神科または心療内科等において子どもを診察対象としている機関はさほど多くないため、長期間の待機を余儀なくされることや都市部へ出向かないとならないといった課題もあるため、児童相談所の児童心理司がその役割を担うことになっている。

すべての児童相談所ではないが、一時保護所に心理司を配置している児童相談所がある。一時保護中の子どもが表出する言動を通して、課題に向けたアプローチをできることは有効的である。通常、児童心理司は、一時保護中の子ども達の様子を児童指導員から伝えられること、保護所での生活状況の観察や保護児童との面接から関わっている。一時保護所が各児童相談所に併設されている場合は、そのような動きが可能であるが、そうでない場合、一時保護所へ移動するために時間を費やし、多くの時間をかけることができない現状になる児童相談所がいくつもあった。上記にも述べたような、被虐待児等へ面接や支援は、頻回な対応が求められるため、心理司の業務を圧迫しているとも言えるだろう。

在宅生活を通して、一時保護所を活用し、子どものケアを実践するためには、一時保護所での心理司を配置によって、より家庭生活での課題の発見やフォローの可能性を高められるのではないかと。

加害親との面接も含めて、心理司は、福祉司と同席して面接を行っている。加害側のその時に状況や福祉司の経験年数によって、心理司の立ち位置が左右されやすい。本来、子ども側にたった視点で話をする役割を担うが、心理司が関係性を意識するとバランスを崩ろうとしてしまう。そのため、加害親側に話がひっぱられてしまうこともある。

ペアレントトレーニングについては、一時保護児の親に子ども担当の心理司が実施することで上手く機能する場合もあれば、逆効果となってしまう場合もあることが懸念されている。その実施については、外部の機関を活用できれば良いが、児童相談所で個別に関わる必要性がある場合や CW が日々のケースワークの中に盛り込みながらすすめていくなどの手立ても1つである。そこには、やはり加害親という児童相談所から見て、抱え込まないとならない理由を持っている。

(今西良輔)

### 3. 児童相談所の運営における児童心理司の位置付け

#### 1) 児童福祉司と児童心理司

業務量として、障害相談に関わるものが大半を占めていることが本調査から明らかとなった。また、その大半を占める障害相談には、児童心理司を育成している機能も有しているということである。

児童心理司の業務を検討する上で押さえておかなければならないことは、児童福祉司の存在である。先述したように、児童福祉司と児童心理司

は両輪として機能していることが前提として挙げられる。しかし、児童福祉司と児童心理司の採用の方法が違う中で、比較的児童心理司は長期間に渡って、児童相談所の勤務している。同一都道府県内であったとしても、児童相談所や知的障害者更正相談所など心理に関わる業務から外れることはあまりない。しかし、児童福祉司の場合、一般行政職からの異動や、同一児童相談所における勤務年数が児童心理司に比べて短いことが多いという。そのため、児童福祉司の SV 体制がうまく構築できない場合、児童心理司が児童福祉司に対してアドバイスをしていたり、ケース会議におけるイニシアチブを取ったりすることがある。また、児童心理司がケースに関わる上で、どういった機関や人々がそのケースに関わっているのかを踏まえる必要もある。

他にも、例えば児童心理司の1週間の予定について、児童福祉司が関わっているということであった。

各児童相談所における児童心理司の配置数については量的調査に委ねるが、本調査の中で見てきた児童福祉司の配置について、児童福祉司が1に対して児童心理司も1という児童相談所は1ヶ所のみであった。他は児童福祉司の方が児童心理司に比べて人数が上回っているとのことであった。

児童心理司の業務について、児童心理司自身はそのスケジュールを自立的に決めているというよりは、児童福祉司が児童心理司のスケジュールを決めている場合があるということが本調査から見えてきた。ケースの同行や心理テストの予約などがこれに当たる。すべての児童心理司のスケジュールを児童福祉司が抑えているわけではないものの、例えば児童福祉司が3に対して、児童心理司が1となっている場合、3人の児童福祉司が1人の児童心理司の予定に関わっているとい

うことになる。現状の児童心理司の配置状況では、こうしたことが一般的に起きていることが推察される。一方で、児童福祉司よりも児童心理司の方が児童相談所での勤務年数が1.5～2倍長くなる傾向も伺え、ケースに関わる年数と時間は増加傾向となることも推察される。本来的な児童心理司としての業務に時間がうまく割けないということを児童心理司の多くが語っていたが、自主的に業務を遂行していくこともまた、困難な状況にあることが本調査からは見えてきた。

児童心理司と児童心理司は両輪として機能するということがあったが、これは実際にケースに対応する中だけでの話ではなく、児童相談所の運営についても同様ことが指摘できる。

## 2) 児童心理司の男女比

男女比について、本調査で訪れた児童相談所のほとんどは、男性に比べて女性児童心理司の方が圧倒的に多かった。このことにより課題として挙げがっていたのは、性加害に関わる対応と、高齢児に対する対応である。

前者について、女子の性加害について女性児童心理司は対応できるが、男子の性加害について女性児童心理司が対応することは、時に困難なことがあるという。

後者について、特に男子の場合、力が強いいため女性児童心理司の対応が難しい場合がある。そうしたときは、児童福祉司が児童心理司と同席をして、心理テストや面談を行うことがあるという。

### (4) インタビュー調査からの提言

#### 1. 時代にあった児童心理司の業務

児童虐待防止法施行後15年が経過し、子ども虐待の相談件数は増加の一途をたどっている。虐待件数それ自体が現在日本の中でどの程度あるのかは把握できないものの、相談件数が増加して

いるということは、それだけ児童相談所の虐待に対する対応件数が増加していることを意味している。危機的な状況に置かれている子どもたちや、追い詰められてしまった親たちへの支援の必要性は、今後ますます重要となってくる。

こうした時代の中で、児童心理司の役割については、変化していくことが要請されるであろう。とりわけ、虐待対応について、児童心理司の優れた専門性をどう活用させながら子ども子育て家庭への介入や支援を行っていくべきか、具体的に検討しなければならない。

相談件数が増加し続けている虐待対応が迫られているという前提のもと、これらの提言を行っている。後述するインタビュー調査から見えてきた児童心理司の臨床における養成のプロセスは、こうした時代の要請を踏まえたものなのかどうか、評価をすることはできないものの、児童心理司たちが積み上げてきたスキルアップのプロセスである障害相談や一時保護所における兼務、児童心理司自身の自費による研修参加によるみ専門性を高めることに頼るのではなく、この国の子どもたちの安全と安心を保障するための、明確な養成プログラムを打ち出す必要がある。各現場の努力に甘えるのではなく、児童心理司が使命感を持ってその業務に向き合える環境を、国として整備する必要がある、それが前提とならなければならない。

#### 2. 子どもの発達や発達障害に対する理解を得る機会の創出

障害の中には、出生後間もなくその障害が見つかる場合と、子ども自身が成長していく中で少しずつ見えてくる障害がある。全てには当てはまらないものの、前者はおおよそ身体障害や知的障害、後者は発達障害があてはまると考えられる。



発達障害について、その特徴は少しずつではあるが、1歳程度から見えてくることがある。子どもの発達障害があることが親からなかなか理解されず、親自身が育児不安に陥ってしまうケースは少なくない。そうした発達に対する視点を専門的な立場として有しているのは、心理職の強みでもある。しかし、こうした子ども自身の発達や発達障害に対する理解は、大学等で学ぶことができたとしても、子ども家庭福祉の現場においてどのように活用なり応用していくことが必要となる。具体的には、子ども自身に対する接し方や親への伝え方など、専門的な知識を臨床の場で使えるようにすることが求められる。

先述したように、こうした子どもの発達に対する視点は、これまで児童心理司たちは、障害相談と兼務があれば一時保護所をスキルアップの場としながら、磨き上げてきた。特に、障害相談が児童心理司の業務の中で大きな割合を示していることは、それだけ専門的な知識や技術を身につける機会がたくさんあったとも捉えることができるであろう。仮に、障害相談が児童心理司の業務から外れるようなことがあった場合、児童心理司の専門性を磨きあげる機会も同時に失うことを意味する。一時保護所もそうしたスキルアップの機会として位置付けることができるが、必ずしも一時保護所が各児童相談所に設置されているわけではなく、場所によっては一時保護所に移動するだけで相当な時間がかかってしまうなど、日常的に専門性を高める機会として位置付けることはなかなか困難である。

児童心理司がこれまで受けてきた研修は、今自分たちに必要な知識や技術について自分たちなりに把握しながら、自費で受けているという話が多くあった。つまり、児童心理司の研修について、心理職養成プログラムがシステムとして位置づけられていないことを意味する。虐待相談件数が

増加し続ける時代にあって、そうした研修の場をしっかりと養成システムとして位置付け、養成プログラムを開発し、特に必要となる子どもの発達に関する知見を得る機会を創出することが求められる。

### 3. アセスメントのための寄り添い方

先述したように児童心理司の専門性を高める方法として、各現場では障害相談や一時保護所の兼務を利用しながら、スキルや知識を高めていた。特に、配属されて日が浅い児童心理司にとって、そうした機会を通して、子どもや子育て家庭と関わる機会を得ながら相手との距離の取り方や言葉かけの仕方などを学び得ているという結果であった。

児童心理司の専門性には、心理学的な視点から子どもたちが抱えている課題や困難を把握し、その後の支援の方向性について見立てを行う、というものがある。いわば、的確な子ども自身のアセスメントを行っていくことが求められる。このアセスメントは、例えば心理テストを行うことで完結するわけではない。何気ない子どもとの会話の中やしぐさからも児童心理司はアセスメントを行っている。心理テストの利用の仕方だけでなく、子どもへの声のかけ方なども児童心理司のスキルとして位置付けることが必要となる。

そうした、いわば寄り添い方について、児童心理司は先述したように臨床の中で身につけてきている。ここでいう臨床の場とは、主に障害相談である。子どもへの寄り添い方についても、養成プログラムの中に組み込む必要がある。

### 4. 児童心理司の配置について

上記とも関わってくるが、今後虐待対応、特に初期対応に児童心理司が積極的に関わることになる場合、人員配置の向上が必須であると言える。

インタビュー調査からは、初期対応に出る場合、原則児童福祉司：児童心理司は1：1となっていることが必須である。現状では児童心理司の同行が必要なケースであったとしても、他の業務とバッティングしてしまった場合、児童福祉司2人で初期対応に関わっているという。虐待相談件数が増加していく中で、初期対応件数が増加した場合、児童心理司の見立てが必要なケースにも関わらず児童心理司が対応できないようなことを起こさないためにも、児童福祉司と児童心理司が1：1で配置されることが必須であり、児童心理司の養成自体も2～3年で済むものではないため、今から児童心理司の配置を向上させておくことが必要となる。

また、自治体の判断にも関わってくるが、児童心理司の性別別の採用についても検討が必要である。男性の児童心理司が少ないというのが、インタビュー調査全体の印象である。男性だから関わることができるケースや、女性だからできる対応というものが、各現場にはある。児童心理司の男女比は各現場でアンバランスではあるものの、それでも現場で知恵を振り絞って、ケースに対応している。性別別の対応が十分に可能な児童心理司の配置基準について検討する必要がある。

(清水冬樹)

#### (5) 今後の課題

先にもあげたように、児童心理司の研修の場を今後システムとして明確に策定し位置付けることが必要となる。今後の課題として、児童心理司が成長変化していく中で今回のインタビュー調査から要素として挙げられるものを、1～3年を新人、4～7年を中堅、7～10年をベテラン、と仮定して分類を行った。これは、段階的に獲得していく場合もあるが、相互に行き来しながら経験して獲得している場合もあるだろう。また、地域によ

っては、このように分けることが難しいという状況にあるも想定できるが、心理職としての専門性を求められる際、経験の積み重ねを重視した上で示したものである。

#### 1～3年 新人

- 子どもの発達段階の理解と障害理解
- 心理検査技法と面接の練習および技術の反復
- 義務的書類作成
- 心理司自身のメンタル面のコントロール
- 虐待の初期対応から家庭復帰、再統合のあり方
- 一時保護児の生活理解

#### 4年～7年 中堅

- ケースのマネジメント力、福祉司の業務理解、ケースワーク
- 性的問題のある子どものアセスメント力
- 被虐待児対応の高度な知識と面接技術
- 加害者へのケア
- 地域資源の活用と理解
- ペアトレなどの心理教育

#### 7～10年 ベテラン

- 精神的病理、人格障害、発達障害等の複合的問題理解
- 新人職員コーチング
- 児童相談所全体の業務の把握
- SV機能

主に10年以上になると、安定した力を発揮できる心理司となっている。生活をしながら、心理の仕事ができるような状況、環境を作ることが大切である。また、児童心理司が、福祉司を含め、児童相談所において、勤務年数とケース担当の長期化により、福祉司および心理司のSV機能を果たすことやその児童相談所における伝統・文化・風習を継承・伝達する機能を果たしていることから、児童相談所に関する全体業務を俯瞰する役割の一端を担っている。そのような児童心理司を効率かつ安定的に養成していくことによって、個々様々な特徴を有した子どもを理解し、しっかりと子どもを見立てられる相談支援を図るための心理職養成プログラム作成をすることが必要である。

(今西良輔)

# 付録1) アンケート調査票

## 所票

### 厚生労働省 児童福祉問題調査研究事業(委託事業) 課題3 児童相談所児童心理司の業務に関する研究

このたびは、アンケート調査にご協力いただき、ありがとうございます。  
近年、児童相談所の皆様方には、多くの機関からの調査にご対応されていることと拝察いたします。ご多忙のところ、重ねての調査によってご負担をおかけし、大変恐れ入ります。

本調査は、厚生労働省の委託事業である児童福祉問題調査研究事業によって全児童相談所に回答を依頼するアンケート調査です。  
このアンケート調査では、全国の児童相談所児童心理司の業務を把握することで、適切な人員体制等を明らかにし、増員の必要性を含めた制度・政策提言や適切な人員配置モデルの提案を行うことを目的として実施いたします。本調査の目的をご理解いただき、調査へご協力いただけますようお願い申し上げます。

調査で得られた結果は、厚生労働省へ報告するほか、関連学会・論文等での発表を予定しております。なお、お答えいただいた内容は、数値による統計処理を行いますので、回答者個人はもとより児童相談所名が特定されることはありません。また、データや個人情報、厳格な方法で管理・破棄を行うことを誓約いたします。また、本研究は、日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会にて審査され、承認されています(受付番号14-0905)。

#### <回答方法及びご提出方法>

以下の質問に、**所を代表する方1名**にご回答いただき、**2月23日(月)**までにご提出ください。

回答の方法については、以下の方法からご選択ください。所内の環境が許されましたら、①の方法でお送りいただけますようお願いいたします。

①パソコンで、フォーム(<http://www.kodomokatei.info/arimu/1271>)へアクセス、調査票をダウンロードし、記入後、ウェブ上で送信

②パソコンで、フォーム(<http://www.kodomokatei.info/arimu/1271>)へアクセス、調査票をダウンロードし、フォームに記入後、紙に出力し、同封の返送用封筒で返送(切手は不要です。所でおとりまとめください。)

③紙に直接書き入れ、同封の返送用封筒で返送(切手は不要です。所でおとりまとめください。)\*紙の調査票は各所5部同封しています。不足の場合には、大変恐れ入りますが、増刷し、ご記入ください。

【調査票に関するご連絡先】日本社会事業大学 担当:永野/有村

E-mail ; saki147.5@gmail.com TEL;042-496-3163 FAX;03-6745-9554

児童相談所名

ご担当者

E-mail

TEL

Q1. 貴所の管轄人口と18歳未満人口をご記入下さい。(小数点第1位を四捨五入)

管轄人口

千人

18歳未満人口

千人

※人口は、総務省統計局「人口推計月報」平成26年4月1日現在による。

(26年4月1日が難しい場合は、把握している最新の人口と基準日を記入) 平成  年  月  日現在

Q2. 貴児童相談所についてご回答ください。(平成26年4月1日現在)

- 1. 児童相談所単独で設置(一時保護所を含む)
- 2. 児童相談所と障害者関係機関、教育関係機関、保健所等との組織併設  
2をチェックされた場合は、ご回答ください。  
Q2-2-① 併設機関との心理職員の兼務・兼任 ○ あり ○ なし  
Q2-2-② 併設機関との心理職員以外の職員の兼務・兼任 ○ あり ○ なし
- 3. 児童相談所と障害者関係機関、教育関係機関、保健所等との敷地内併設(組織併設以外)・合築  
3をチェックされた場合は、ご回答ください。  
Q2-3-① 合築機関との心理職員の兼務・兼任 ○ あり ○ なし  
Q2-3-② 合築機関との心理職員以外の職員の兼務・兼任 ○ あり ○ なし

Q3①. 貴児童相談所における平成23、24、25年度の相談受案件数(合計)をご記入下さい。

各項目の()の番号は、厚生労働省『福祉行政報告例』第44表に準拠しています。『福祉行政報告例』への報告数値、事業概要等の数値をできるだけご活用ください。

25年度が集計中の場合は回答いただかなくても構いませんが、速報値が判明している場合は、できるだけ速報値をご回答ください。

虐待種別の統計をとっていない場合は、(再掲内訳)には横棒(—)を入力してください。

(可能であれば、できるだけお調べいただきたく、お願いします)

	養護相談					保健相談	障害相談					非行相談		育成相談			その他の相談	(再掲)						
	児童虐待相談	(再掲内訳)			その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	自閉症等相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談		適性相談	育児・しつけ相談	児童虐待通告	いじめ相談	児童売春等被害相談		
	(1)	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
H23																								
H24																								
H25																								



Q4. 貴児童相談所もしくは児童相談部門に配置されている心理職員の人数をご回答ください。

児童心理司

児童心理司以外の心理職員

	常勤	再雇用	臨時等	非常勤	その他		常勤	再雇用	臨時等	非常勤	その他
専任						専任					
兼務						兼務					
兼任						兼任					
その他						その他					

児童心理司(うち、一時保護所の配置)

児童心理司以外の心理職員(うち、一時保護所の配置)

	常勤	再雇用	臨時等	非常勤	その他		常勤	再雇用	臨時等	非常勤	その他
専任						専任					
兼務						兼務					
兼任						兼任					
その他						その他					

Q5. 貴児童相談所もしくは児童相談部門に配置されている児童福祉司、相談員の人数をご回答ください。

児童福祉司

相談員

	常勤	再雇用	臨時等	非常勤	その他		常勤	再雇用	臨時等	非常勤	その他
専任						専任					
兼務						兼務					
兼任						兼任					
その他						その他					

**Q6. 貴児童相談所もしくは児童相談部門における医師の配置人数をご記入下さい。(平成26年4月1日現在)**

	常勤専任	兼任		常勤専任、兼任以外	
	人数	人数	平均勤務時間 〔常勤換算〕*	人数	平均勤務時間 〔常勤換算〕*
【記入例】	1	1	0.5	1	0.8
医師					
うち小児科医					
うち精神科医					
うち児童精神科医※					

※「児童精神科医」は免許上の診療名ではありませんが、標榜科としての「児童精神科医」を把握している場合は回答ください。

\* 平均勤務時間は、常勤(週5日×8時間＝週40時間勤務)を「1」として換算ください。

例示: 週2日×8時間の勤務の場合は、週16時間勤務となり、16時間÷40時間＝0.4

週1日×2時間の勤務の場合は、週2時間の勤務となり、2時間÷40時間＝0.05

**Q7. 中央児童相談所のみご回答ください。**

貴自治体における療育手帳や特別児童扶養手当等にかかる判定業務(18歳未満)について、あてはまる番号にチェックを入れて下さい。

ただし、医療機関による判定業務は除外してください。

- 1. 中央児童相談所で全て実施(地域児相や他機関では判定業務を行わない)
- 2. 各児童相談所(中央児童相談所を含む)で全て実施(他機関は判定業務を行わない)
- 3. 児童相談所と児童相談所以外の機関が、それぞれ判定業務を実施

→ 3. をチェックされた場合は、①②についてご回答ください。

Q7-3-① 児童相談所で実施している「判定業務の対象範囲」を具体的にご記入ください

【記入例】 特別区を除く地域の判定業務全て



Q7-3-② 判定業務を行う機関の名称と、その業務範囲を具体的にご記入ください。

判定機関の名称	業務範囲
【記入例】障害者センター	特別区の区域内の療育手帳に関する判定業務
【記入例】障害者センター	障害者自立支援法のサービス利用に関する判定業務

- 4. 判定業務は、基本的に同一自治体内の別の機関で全て実施

判定機関の名称(具体的に)

Q8. 貴児童相談所において、本来必要だと考えられるにもかかわらず、児童心理司の関与が十分に確保できない状況が見られますか。不足している項目をあげ、その理由や改善の方法について、貴職のお考えを具体的にご記入ください。

項目	心理職員の関与が不足する理由、原因、改善の方法(何を改善すれば心理職の十分な関与が望めるようになるか)、など
【記入例】職員の性別が男性に偏っていること	【記入例】被害確認面接は同性の職員の立合いを基本としているが、当所の心理職員は男性1名のみであるため、女児への対応が不十分な状態。

Q9. 貴児童相談所の所長について、ご回答ください。

採用時の職種区分      1. 心理専門職   2. 福祉専門職   3. 一般行政職   4. 保育士   5. 看護師   6. 教員   7. その他  
 保持資格                      保持している資格全てにチェックを入れてください。

1. 臨床心理士                      2. 認定心理士                      3. 臨床発達心理士  
4. 学校心理士                      5. 産業カウンセラー                      6. 社会福祉士  
7. 精神保健福祉士                      8. 社会福祉主事                      9. 保育士  
10. 教諭                      11. その他(具体的に記述)

勤務年数・経験年数(26年4月1日現在。一月未満切捨て。平成26年4月1日に児童相談所長に着任の場合は0年0ヶ月)

採用時から       年  ヶ月      児童相談所勤務       年  ヶ月  
 児童相談所長歴       年  ヶ月

Q10. その他、児童相談所の心理司の業務について、お考えになられている内容など、ご自由にお書き下さい。

以上で調査票(所票)は終了です。ご協力ありがとうございました。

<ご提出方法>

回答の方法については、以下の方法からご選択ください。所内の環境が許されましたら、①の方法でお送りいただけますようお願いいたします。

①パソコンで、フォーム(<http://www.kodomokatei.info/arimu/1271>)へアクセス、調査票をダウンロードし、記入後、ウェブ上で送信

②パソコンで、フォーム(<http://www.kodomokatei.info/arimu/1271>)へアクセス、調査票をダウンロードし、フォームに記入後、紙に出力し、同封の返送用封筒で返送(切手は不要です。所でおとりまとめください。)

③紙に直接書き入れ、同封の返送用封筒で返送(切手は不要です。所でおとりまとめください。)

郵送先 : 〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30 日本社会事業大学 有村大士 行

## 個票

### 児童相談所児童心理司の業務に関するアンケート調査

#### 【調査のお願い】

このたびは、アンケート調査にご協力いただき、ありがとうございます。  
近年、児童相談所の皆様方には、多くの機関からの調査にご対応されていることと拝察いたします。ご多忙のところ、重ねての調査によってご負担をおかけし、大変恐れ入ります。

本調査は、厚生労働省の委託事業である児童福祉問題調査研究事業によって**非常勤職員を含む全児童心理司・心理職員**に回答を依頼するアンケート調査です。

このアンケート調査では、全国の児童相談所児童心理司の業務を把握することで、適切な人身体制等を明らかにし、増員の必要性を含めた制度・政策提言や適切な人員配置モデルの提案を行うことを目的として実施いたします。これまでの調査では、虐待相談が増加する中で、児童心理司の業務内容がいくつかの類型に分かれること、アウトリーチなど地域への支援などで常勤採用が重要であることなどが把握されました。今回の調査では、先行研究の分析結果も活用しながら、必要とされる児童心理司の人員配置を具体的に示すことを目的としております。つきましては、業務ご多忙の中大変恐縮ではございますが、以上の趣旨をお汲み取りいただき、当調査へのご協力につきまして格段のご高配をお願い申し上げます。

調査で得られた結果は、厚生労働省へ報告するほか、関連学会・論文等での発表を予定しております。なお、お答えいただいた内容は、数値による統計処理を行いますので、回答者個人はもとより児童相談所名が特定されることはありません。また、データや個人情報等は、厳格な方法で管理・破壊を行うことを誓約いたします。また、本研究は、日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会にて審査され、承認されています(受付番号14-0905)。

#### 【回答方法及びご提出方法】

以下の質問にご回答いただき、**2月23日(月)**までにご提出ください。  
回答の方法については、以下の方法からご選択ください。所内の環境が許されましたら、①の方法でお送りいただけますようお願いいたします。郵送にて返送いただく場合は、できるだけ所内でおまとめいただけますよう、お願いいたします。

- ①パソコンで、フォーム(<http://www.kodomokatei.info/arimu/1271>)へアクセス、調査票をダウンロードし、記入後、ウェブ上で送信
- ②パソコンで、フォーム(<http://www.kodomokatei.info/arimu/1271>)へアクセス、調査票をダウンロードし、フォームに記入後、紙に出力し、同封の返信用封筒で返送(切手は不要です。所でおとりまとめください。)
- ③紙に直接書き入れ、同封の返信用封筒で返送(切手は不要です。所でおとりまとめください。)\*紙の調査票は各所5部同封しています。不足の場合には、大変恐れ入りますが、増刷し、ご記入ください。

#### 【本調査に関する問い合わせ先】

日本社会事業大学社会事業研究所 永野/有村  
E-mail : saki147.5@gmail.com  
TEL:042-496-3163 FAX:03-6745-9554

児童相談所名

業務内容:ここから15ページまでは、一週間の業務の実態を把握するものです。以下の記入要領に従って、**2015年2月12日(木)～18日(水)の7日間**の業務の内容とかけた時間をお答えください。

#### <業務内容・記入要領>

- ①次のページから、7日分の記録用紙があります。**2月12日(木)を1日目として、2月18日(水)までの7日間**の業務の内容とかけた時間をご記入ください。
- ②出勤されてから、その日に行った業務について、時間を追ってご記入ください。時間は24時間表記でご記入ください。所要時間が自動で計算されるようになっています。宿直や夜勤の場合には、**24:00を回った時点で、翌日のシート**にご記入ください。
- ③時刻:5分単位でご記入ください。フォームでご記入いただく場合は、時刻をプルダウンで選択することができます。また終了時刻を記入いただければ、次の開始時間に自動で記入されます。
- ④所要時間:フォームでご記入いただく場合は、時刻を記入いただくと、自動で記入されます。
- ⑤業務コード:最終ページにある業務内容コードから、最も近いものを選択し、番号を記入してください。フォームでご記入いただく場合は、番号をプルダウンから選択することができます。
- ⑥ケース種別:ケースの種別について、以下の種別番号から、最も近いものを選択し、記入してください。フォームでご記入いただく場合は、番号をプルダウンから選択することができます。
- ⑦負担感:行ったそれぞれの業務の負担感を<1(負担感小)～5(負担感大)>までの中で主観的にお答えください。
- ⑧達成度:行ったそれぞれの業務の達成度を<1(達成度小)～5(達成度大)>までの中で主観的にお答えください。

































これ以降は、勤務形態等についての質問です。最も当てはまるものに印をおつけください。

**Q1. 配置場所について当てはまる方に印をつけてください**

1. 児童相談所                       2. 児童相談所一時保護所

**Q2. 職名について当てはまるものに印をつけてください**

1. 児童心理司                       2. 児童心理司以外の心理職員                       3. その他(Q5に詳細を記入してください)

**Q3. スーパーバイザーに該当しますか。当てはまる方に印をつけてください**

1. スーパーバイザーに該当                       2. スーパーバイザーに該当しない

※スーパーバイザーとは、国の『児童相談所運営指針』の「教育・訓練・指導担当児童心理司」に該当する者  
(対象者の経験年数の設定は、自治体で異なる場合がありますので、自治体内で統一してください)

**Q4. 雇用・勤務形態について、当てはまるものに印をつけてください**

※ 再雇用、臨時職員、非常勤職員の定義は全国共通ではありませんので、本調査については、分類に一番近いと思われる形態をお選びください。

<b>雇用形態</b>	<input type="radio"/> 1 常勤	貴自治体の職員として雇用された公務員 (他自治体や警察からの長期派遣など、定数上職員としてカウントされる者を含む)
	<input type="radio"/> 2 再雇用	常勤退職後、引き続き雇用された(再任用・再雇用職員)
	<input type="radio"/> 3 臨時等	派遣職員、賃金職員(3月、6月など、期間を区切って雇用される者)
	<input type="radio"/> 4 非常勤	1、2以外で、雇用期間を半年以上数年以内に限定して雇用された
	<input type="radio"/> 5 その他	1、2、3、4以外
<b>勤務形態</b>	<input type="radio"/> 1 専任	勤務先:一つの児相、業務:心理業務のみ
	<input type="radio"/> 2 兼務	勤務先:一つの児相、業務:心理業務と他の業務を掛けもち
	<input type="radio"/> 3 兼任	勤務先:同一雇用者(同一自治体)の複数事業所を兼・業務:心理業務のみ (例1)A市の二つの児相の心理職員 (例2)A市の児相の心理職員と、学校のカウンセラー
	<input type="radio"/> 4 その他	同一雇用者(同一自治体)での業務以外に、雇用者を異にする事業所や、 個人事業主としての勤務時間がある者 (例1)A市とB市の児童相談所の心理職員 (例2)児童相談所の嘱託医(病院や個人開業医との兼業など)

**Q5. 児相における心理職としての勤務年数についてお答えください**

年

※ ~半年未満は「0」  
半年以上~1年未満は「0.5」  
1年以上~2年未満の場合は「1」  
2年以上~3年未満の場合は「2」  
3年以上の場合は、端数(月)を切り捨て、整数(年単位)で記入。

**Q6. 性別、年齢についてお答えください**

- 性別**     1. 男性                       2. 女性                       3. その他
- 年齢**     1. ~25歳                       2. 26~30歳                       3. 31~40歳
4. 41~50歳                       5. 51~60歳                       6. 61歳以上

**Q7. 採用時の職種区分についてお答えください**

1. 心理専門職採用                       2. 福祉専門職採用                       3. 一般行政職採用
4. 保育士採用                       5. 看護師採用                       6. 教員採用                       7. その他

Q8.大学における専攻について、主な専攻に最も近い内容を選択し、ご記入下さい。

※大学に進学していない場合は、「7」を選択してください。

- 1. 心理学                      ○2. 社会福祉学                      ○3. 教育学                      ○4. 社会学  
○5. 保育学                      ○6. 児童学                      ○7. 非該当                      ○8. その他

Q9.大学院における専攻について、主な専攻に最も近い内容を選択し、ご記入下さい。

※大学院に進学していない場合は、「7」を選択してください。

- 1. 心理学                      ○2. 社会福祉学                      ○3. 教育学                      ○4. 社会学  
○5. 保育学                      ○6. 児童学                      ○7. 非該当                      ○8. その他

Q10.保持している資格をすべて選択してください。

- 1. 臨床心理士                      ○2. 認定心理士                      ○3. 臨床発達心理士  
○4. 学校心理士                      ○5. 産業カウンセラー                      ○6. 社会福祉士  
○7. 精神保健福祉士                      ○8. 社会福祉主事                      ○9. 保育士  
○10. 教諭                      ○11. その他(具体的に記述)

Q11.下記の項目ごとにあてはまる番号に印をつけてください

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	いどちらかといえばそう思わない	そう思わない
① 子どもや保護者へ効果的な支援をするためには児童心理司の増員が必要である	○1	○2	○3	○4	○5
② 子どもや保護者へ効果的な支援をするためには児童心理司の常勤職の増員が必要である	○1	○2	○3	○4	○5
③ 子どもや保護者へ効果的な支援をするためには児童心理司の非常勤職の増員が必要である	○1	○2	○3	○4	○5
④ 子どもや保護者へ効果的な支援をするためには児童心理司の職務内容の合理化が必要である	○1	○2	○3	○4	○5
⑤ 児童虐待相談対応件数の急増によって児童心理司が担当している業務量が增大している	○1	○2	○3	○4	○5
⑥ 児童虐待相談対応件数の急増によって児童心理司に求められる業務内容の水準が高くなっている	○1	○2	○3	○4	○5

Q11.児童相談所における心理職の業務についてのお考えをご自由にお書きください。

ご協力いただき、ありがとうございました。

別紙（以下、返送不要ですので、切り離す等、ご記入しやすいようご利用ください）

＜業務コード＞

行われた業務のうち、最も近い内容のコードを選択し、コード番号をご記入ください。

段階	対象	業務内容	コード
ア セ ス メ ン ト	子ども	診断面接	111
		心理検査観察	112
		療育手帳判定業務	113
		特別児童扶養手当判定業務	114
		3歳児等精密健診	115
		記録作成	116
	保護者	診断面接	121
		心理検査観察	122
		記録作成	123
	親子	家庭復帰・里親委託アセスメント	131
記録作成		132	
会議	所内会議(緊急受理会議・受理会議・判定会議等)	201	
	所内打ち合わせ・ミーティング	202	
	都道府県市内児相心理職会議	203	
	記録・復命書作成	204	
治 療 ・ 助 言 指 導 等	在宅支援の子ども	心理診断	311
		通所による心理療法・カウンセリング、助言指導	312
		グループ指導	313
		家庭訪問による心理療法・カウンセリング、助言指導	314
		アフターケア、フォロー	315
		記録作成	316
	一時保護中の子ども	心理診断	321
		通所による心理療法・カウンセリング、助言指導	322
		グループ指導	323
		訪問による心理療法・カウンセリング、助言指導	324
		アフターケア、フォロー	325
	措置・委託中の子ども	心理診断	331
		通所による心理療法・カウンセリング、助言指導	332
		グループ指導	333
		訪問による心理療法・カウンセリング、助言指導	334
		アフターケア、フォロー	335
	保護者	心理診断	341
		通所による心理療法・カウンセリング、助言指導	342
		グループ指導	343
		家庭訪問による心理療法・カウンセリング、助言指導	344
		家庭への電話連絡・助言指導	345
		アフターケア、フォロー	346
		記録作成	347
	里親	心理診断	351
		通所による心理療法・カウンセリング、助言指導	352
		グループ指導	353
		訪問による心理療法・カウンセリング、助言指導	354
里親家庭への電話連絡・助言指導		355	
アフターケア、フォロー		356	
記録作成	357		

治療・助言指導等	親子	心理診断	361
		通所による心理療法・カウンセリング、助言指導	362
		グループ指導	363
		家庭訪問による心理療法・カウンセリング、助言指導	364
		家庭への電話連絡・助言指導	365
		アフターケア、フォロー	366
		記録作成	367
	里親子	心理診断	371
		通所による心理療法・カウンセリング、助言指導	372
		グループ指導・里親サロン	373
		訪問による心理療法・カウンセリング、助言指導	374
		里親家庭への電話連絡・助言指導	375
		アフターケア、フォロー	376
		記録作成	377
関係機関との連携	施設	施設との連絡調整・会議	411
		施設心理士への支援指導	412
		退所施設との連絡調整	413
		記録作成	414
	市町村	市町村との連絡調整・会議	421
		市町村への支援指導	422
		記録作成	423
	保育所・幼稚園・学校	連絡調整・会議	431
		支援指導	432
		記録作成	433
	保健・医療機関	保健・医療機関との連絡調整・会議	441
		支援指導	442
		記録作成	443
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会との連絡調整・会議	451
		支援指導	452
		記録作成	453
	その他の機関	その他の機関との連絡調整・会議	461
		支援指導	462
記録作成		463	
その他	児童相談所・児童相談部門以外の兼務・兼任業務	500	
	都道府県独自事業等対応	501	
	他心理職へのスーパーバイズ・訓練等	502	
	研修	503	
	同行	504	
	移動	505	
	休憩	506	
	実習対応	507	
	その他	508	

### <ケース種別コード>

対応したケース種別のうち、最も近い内容のコードを選択し、アルファベットを、該当日のシートへご記入ください。

コード	養護相談					保健相談	障害相談					非行相談		育成相談		その他の相談	
	児童虐待相談	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待		その他の相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	自閉症等相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談		性格行動相談
	A					B	C	D					E	F		G	

平成27年2月 日

児童相談所長 様

日本社会事業大学社会事業研究所  
所長 藤岡孝志  
准教授 有村大士

## ヒアリング調査協力をお願い

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より研究調査事業にご理解、ご協力を賜り心より感謝いたしております。

このたび、平成26年度厚生労働省委託の児童福祉問題調査研究事業において、『児童相談所児童心理司の業務に関する研究（主任研究者：有村大士）』を実施することとなりました。

本研究は、児童心理司の業務が円滑に行われるための人員配置モデルを算出し、加配を含めた必要な人材配置の提言をおこなうことを目的に実施いたします。ヒアリング調査に先駆け全国児童相談所においてアンケート調査を実施し、心理業務の特徴や類型化を解析しているところですが、さらにより詳細な業務実態を把握するために、ヒアリング調査を実施したいと考えております。本調査によって、これまで明らかにされていなかった児童相談所児童心理司の業務が類型化され、児童相談所のタイプに応じた適切な人員配置の試算が可能となることが期待されます。

ご提供いただきましたデータは、個人情報の厳重な管理と適切な処理を行い、研究以外の目的には使用いたしません。また、本研究は、日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会にて審査され、承認されています。業務ご多忙の中、大変恐縮ではございますが、以上の趣旨をお汲み取りいただき、当調査へのご協力につきまして格段のご高配をお願い申し上げます。

敬具

### 記

日 時 : 2015年 2月下旬～3月上旬  
対 象 者 : 児童相談所長または児童心理司の業務について把握されている方  
訪 問 者 : 有村 大士 他  
調査の内容 : 別紙資料参照

〈調査に関するお問い合わせ先〉

プロジェクト研究員 永野 咲

mail:saki@gmail.com

042-496-3163

## ヒアリング調査の内容について

### 1. 倫理的な配慮について

本調査におきましては、内容の信頼性を担保するため、IC レコーダーによる録音を希望しております。調査結果の報告に際しては、所名や関係機関名、個人が特定されないことがないよう適切な管理を行います。また、調査員から個人情報外部に漏れることはありません。

また、本研究は、日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会にて審査され、承認されています。

### 2. 調査方法について

ご指定の日時に調査員がお伺いいたします。調査に要する時間は、概ね1時間半から2時間です。

質問内容は、

- ①児童相談所の現状（配置や兼務について）、
  - ②児童心理司業務について（障害判定業務、アウトリーチの状況について）、
  - ③施設心理士との連携について（立場・専門性の違い、連携の様子について）、
- などです。

### 3. 結果の使用について

本調査は、厚生労働省へ報告する他、報告書として公表されることとなります。その他、学会及び研究会等研究成果発表に使用させていただく可能性があります。

ただし、先述のとおり、個人情報等が公表されることはありません。



研究班メンバー

統括	藤岡孝志	日本社会事業大学社会事業研究所	所長
コメンテーター	宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院	准教授
	山本恒雄	恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部	部長
	川崎二三彦	社会福祉法人横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター	研究部長
	柏女靈峰	淑徳大学	教授
	片倉昭子	社会福祉法人 子どもの虐待防止センター	理事
	林浩康	日本女子大学	教授
	才村純	関西学院大学	教授
厚生労働省	川松 亮	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課	児童福祉専門官
研究委員 (コメンター)	有村大士(主任)	日本社会事業大学	准教授
	木村容子	日本社会事業大学	准教授
	井出智博	静岡大学教育学部	准教授
	清水冬樹	旭川大学短期大学部幼児教育学科	助教
	妹尾洋之	神奈川県平塚児童相談所	子ども相談課長
	鶴岡裕晃	神奈川県小田原児童相談所	専門福祉司
	根本 顕	神奈川県中央児童相談所 子ども相談課	専門福祉司
	永野 咲	日本社会事業大学社会事業研究所	プロジェクト研究員
研究委員	安部計彦	西南学院大学 人間科学部・社会福祉学科	教授
	伊藤嘉余子	大阪府立大学 地域保健学域教育福祉学類	准教授
	今西良輔	旭川大学 保健福祉学部コミュニティ福祉学科	助教
	小野セレスタ摩耶	滋慶医療科学大学院大学	専任講師
	片岡志保	日本福祉大学福祉経営学部(通信教育) 社会福祉実習教育研究センター	助教
	木立美紀	埼玉県中央児童相談所	心理・相談担当課長
	栗原拓也	長崎純心大学人文学部 現代福祉学科	専任講師
	栗原直樹	十文字学園女子大学 人間生活学部人間福祉学科	教授
	小林 理	東海大学健康科学部	准教授
	佐藤まゆみ	和洋女子大学家政学群家政福祉学類	助教
	谷口由希子	名古屋市立大学大学院 人間文化研究科	准教授
	中谷茂一	聖学院大学 人間福祉学部人間福祉学科	教授
	西澤康子	東京都児童相談センター	心理指導第一係長
	村田一昭	愛知県立大学 教育福祉学部社会福祉学科	准教授

平成 26 年度 厚生労働省児童福祉問題調査研究事業 課題 3  
児童相談所児童心理司の業務に関する研究  
調査報告書  
(第 1 報—単純集計・ヒアリング調査—)

平成 27 年 3 月  
日本社会事業大学社会事業研究所

無断転載を禁じます